



社会福祉法人 西日本至福会

* 事業報告書

* 決算報告書

* 監査報告書

* 現況報告書

* 定款

* 役員報酬規程

* 役員等名簿

《 事業報告書 》

1. 法人施設経営について

- (1) 老朽化したサンライズ北九州については、令和5年度から建替計画検討会議を設置し検討を重ねてきた。令和6年度は総事業費、資金計画、財源等を検討し建設計画企画書を策定することになっていたが、予想を大きく超えた建設費の高騰等により、現時点では建て替えは困難との結果に至り、今後、同施設については大規模改修工事を検討していくこととなった。令和6年3月の理事会にてその旨を記した検討結果報告書を提出し承認された。
- (2) 新たな利用者の確保に関しては、サンライズ北九州、ゆうあい、サンフローズ北九州に関し、法人内で令和5年4月に検討した新たな対策の1年後の経過、結果を検証する会議を開催した。その結果、令和6年度においてサンライズ北九州、ゆうあいは前年度より利用者が増加した。
- (3) 介護報酬改定に伴う職員の処遇改善については、従来の関連加算である処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算が令和6年6月より一本化されたことに伴い、従来支給していた職務加算手当、処遇改善手当、特定処遇改善手当、処遇支援手当A、処遇支援手当Bの五つの手当を一本化し、新たに「職務改善手当」として同月より支給を開始した。
介護ロボット等を活用した業務の効率化と職員の負担軽減に関しては、令和3年度から5年度にかけて各施設が導入したICT機器、介護機器、業務省力化機器等の導入後の検証を行った。各施設が導入後の効果、導入費用、導入時の助成金の活用状況等を発表する場を設け、法人内で情報交換を行った。
- (4) 利用者送迎業務を行う全事業所で、運転業務担当職員全員に対し業務開始前のアルコール検知器による点検を開始（法定以上の取り組み）、福岡県飲酒運転撲滅宣言企業として登録された。
- (5) 新型コロナウイルスが感染症法上第2類から第5類に移行し1年が経過したことを機会に、全施設利用者の外出・面会・行事等に関する緩和状況を確認、第5類移行後の感染予防ワクチン接種の対応方針の検討、新型コロナ対策補助金に代わる加算について検討した。
結果、全施設において感染予防に留意しながらも前年度より外出・面会・行事等については一層の緩和措置が実施されていた。ワクチン接種は引き続き利用者又はご家族の意思を尊重することになった。感染症に関する加算算定のため、ちづる園及び介護保険3施設は令和7年度までに医療機関との感染症対応に関する協定を締結することになった。
- (6) 令和7年度における本格的な検討を前に、全施設のカスタマーハラスメント対策（相談員の苦情対応セミナーの参加状況、具体的な対策、利用契約書・重要事項契約書の内容）の現状を確認した。結果、法人として基本方針、対応マニュアルの作成に取り組むこととした。

- (7) 他法人における不祥事発生に伴い福岡県から取組の徹底に関する通知を受け、全施設における利用者虐待防止の体制整備（委員会の設置、指針の整備、年2回以上の研修の実施、担当者選任）、並びに身体拘束等の適正化のための取組（3ヶ月に1回以上の委員会の開催及びその結果の職員への周知徹底、指針の整備、年2回以上及び職員採用時の研修の実施）について確認を行った。結果として、全施設が実施していた。
また、施設職員による利用者への虐待が発生した際は、法人本部と所管庁に通報する旨を確認した。（所管庁への通報は法的義務）

2. 職員研修制度について

- (1) 「薬物やインターネット等に対する依存症について」をテーマに、一般財団法人福岡県社会保険協会の保健師を講師に招き、10代から20代の若手職員を対象に研修を開催した。
- (2) 「カスタマーハラスメント」をテーマに、当法人顧問弁護士を講師に招き、役職者、相談員を中心に研修を開催した。

3. 事業報告の内容を補足する重要な事項について

(1) 定款に定める事業の報告

①	令和6年4月22日（月）	評議員選任・解任委員会	開催
②	令和6年5月10日（金）	内部監事監査	開催
③	令和6年6月5日（水）	理事会	開催
④	令和6年6月25日（火）	定時評議員会	開催
⑤	令和6年10月21日（月）	理事会	開催（決議省略）
⑥	令和7年3月25日（火）	理事会	開催

(2) 各施設の事業の実施報告

〔別添1〕	軽費老人ホーム（A型）望玄荘	事業報告書
〔別添2〕	特別養護老人ホーム サンライズ北九州	事業報告書
〔別添3〕	障害者支援施設 ちづる園	事業報告書
〔別添4〕	軽費老人ホーム（ケアハウス）ゆうあい	事業報告書
〔別添5〕	介護老人保健施設 千寿中間	事業報告書
〔別添6〕	介護老人保健施設 サンフローズ北九州	事業報告書

令和6年度 軽費老人ホーム（A型）望玄荘 事業報告書

1. 基本方針

利用者の方々が施設生活に「安心・満足」していただけるよう家庭的な雰囲気の中で安心して生活ができるよう支援いたしました。ご利用者の状態を的確に捉え一日でも長く生活をしていただけるよう努めました。

【施設独自でのサービス】※令和7年3月31日現在

- 救急車同乗付き添い… 12件
- 体調不良者居室配膳… 14件
- 食事の配下膳対象者… 45名
- 内服薬の管理… 24名
- 見守り携帯使用件数… 100件

2. 重点的取り組み

- ①毎月2回の新聞広告による広報活動を継続し、問い合わせ件数が53件ありました。引き続き丁寧なフォローをすることで利用者数及び待機者の獲得へと反映させ、将来的な施設運営の安定に努めました。
毎月1日付の平均利用者数は99.5名でした。今年度は千寿中間へ1名の入居者を紹介しました。
- ②行政・関係機関のみならず、他施設からの相談が4件ありましたが入居には繋がりませんでした。様々な相談・紹介に対応しました。
- ③法人内施設との情報交換、有機的な連携により、家族及び利用者から法人として信頼を得られるよう努めました。

3. 利用者

(1) 栄養課

- ① 調理済食材を導入し、調理済食材と厨房での調理を上手く組み合わせて行事食提供など喜ばれる献立に取り組みました。
- ② 衛生管理をきちんと行い、安心できる食事が提供できるよう取り組みました。
- ③ 四季の食材を使用して行事食などを行い、食事を提供しました。
- ④ 利用者のご要望・嗜好調査を参考にして、献立に反映しました。
- ⑤ 長期にわたる調理員不足のため、カット野菜や完全調理済食品、外注の弁当を導入して、日々の食事を提供できるように取り組みました。

(2) 看護科

- ① 新型コロナウイルスを含む感染症対策の研修を行い基本的な知識と技術の向上に努めました。
- ② 嘱託医や地域の関係医療機関との連携を適切かつ迅速に行い、疾病の予防及び緊急時の早期対応に努めました。
- ③ 入居期間の長い入居者の高齢化により、看護科での服薬管理を必要とする方が増えています。飲み忘れ・誤薬に細心の注意を払いました。

- ④ 利用者が健康で安心安全な生活を送れるよう、各課、各事業所と情報共有し状態把握及び健康管理に努めました。
- ⑤ 利用者の ADL 低下・病状悪化に伴い、緊急時の受診同行の必要性が増えており、職員一同柔軟な対応を心がけ家族との連絡を密に努めました。
- ⑥ 令和6年6月末から7月初旬にかけ入居者2名、職員2名が新型コロナウイルスに罹患しました。令和7年1月初旬に入居者2名が新型コロナウイルスに罹患、又、入居者2名がインフルエンザに罹患しました。3月中旬より、嘔吐下痢症状で9名罹患しました。感染マニュアルに沿って居室隔離にて対応し重篤化することなく軽快されました。マスクの着用、手洗い、消毒を継続し感染防止に努めました。令和6年11月にインフルエンザ予防接種、入居者78名、12月に新型コロナウイルス予防接種、入居者67名実施しました。

(3) 介護科

- ① 利用者の高齢化にて ADL 及び認知機能の低下が進む中、要支援・要介護者が増え続けている現状を踏まえ、利用者の状態や処遇に関して、日々の状態観察や毎月検討会議を行い、処遇の統一や事故防止に努めました。
- ② 新型コロナウイルス等の感染症及び発生時の対応について、職員間で研修やマニュアルの見直しを行いました。また、感染状況に注意しながら、行事やクラブ活動の再開の見直しを行い、入居者の方々に季節感を感じ、楽しく過ごしていただけるように荘内の環境整備に努めました。
- ③ 利用者により良いサービス提供ができるよう、職員間での連携強化や業務改善に努めました。

(4) 事務課

- ① 安定した施設運営を図るため、毎月1日付利用者数100名の確保に努めました。が、実績は定員割れとなり減収分を補う経費の節減に取り組みました。
- ② 利用料の滞納を未然に防ぐため、生活相談課と連携を図り状況把握に努めました。
- ③ 職場環境の改善については、次年度も継続して取り組んでいきます。

(5) 相談課

- ① 利用者及びその家族より知り得た個人情報に関して適正かつ慎重に取り扱い、本人及びその家族へ不利益が生じないよう努めました。
- ② 施設内の苦情解決については、その都度苦情受付担当者による個別相談を行いました。匿名を希望する苦情は意見箱に投書していただき、迅速に他部署と協議し、信頼のある施設運営に努めました。
- ③ 利用者の様々な相談に対し、柔軟に対応できるよう、行政機関及び他の法人との連携を密に行い、あらゆるニーズに応えられる様に努めました。
- ④ 認知症の進行や ADL の低下により、自立生活の継続が困難な利用者に対して、各部署と協議しながら迅速かつ適切に必要な支援を構築しました。また、行政や介護保険事業者等との連携を図り、要支援・要介護認定の申請や介護サービスの調整を行い、最善の方向性を見出せるよう支援しました。

- ⑤ 広告掲載やホームページを活用することで、地域や関係機関に施設を周知したことにより問い合わせに繋がりました。令和6年度の見学者は53名来荘され13名が入所されました。

4. 職 員

(1) 教 育

- ① 西日本至福会の基本方針を全職員が常に認識し、日々の業務に取り組みました。
 ② 職員個々のスキルアップを図るため、オンラインを含めた研修へ参加しました。
 ③ 西日本至福会の『決まりごと』を基に、組織の一員であるという自覚を持った行動をとるよう努めました。

(2) その他

- ① 利用者の協力を得ながらコスト削減の意識を高め、経費節減に努めました。
 ② 外部及び他業種からの幅広い情報収集に努め、客観的な見識により自己を見つめ、日常業務を見直し、施設の運営及び業務の改善に努めました。

5. 防 犯

- ① 外部からの不審者侵入を防ぐため、防犯マニュアルに沿って各職員共通理解のもと利用者の日常の安全を確保しました。
 ② 利用者の詐欺被害防止のため、来荘者の確認、電話の取り次ぎには注意を払い、また、ポスターの掲示や利用者懇談会での情報発信を行い、詐欺被害について注意を促しました。
 ③ 自治体や警察署との連携を図り、利用者の安全のためのネットワーク作りを構築しました。

6. 防 災

- ① 消防機関と情報交換を綿密に行い、災害時に相互が迅速かつ的確な対応を行うことで利用者が安全に生活できるよう努めました。
 ② 消防機関との連携による日中・夜間を想定した部分訓練（避難・通報・消火）、総合訓練を年間2回実施し、災害時に迅速に避難することができるよう努めました。
 ③ 災害対策マニュアルに基づいて、災害時対応の意識付けと定期的な訓練を実施しました。また、避難食の提供を年間2回実施しました。
 ④ 行政及び関係機関との連携を図りながら、自然災害時における救助体制を構築し、利用者の安全確保に努めました。
 ⑤ 防災ポスターの掲示や利用者懇談会で注意を喚起し、利用者の防災意識の向上に努めました。
 ⑥ 土砂災害警戒区域に指定されており、避難確保計画書に基づいた土砂災害を想定した訓練を実施いたしました。
 ⑦ 毎月9日を防災の日とし、防災設備の説明、火災や土砂災害時における避難方法、日常生活における火災について職員より説明を行いました。延べ68名が参加され、防災意識の向上を図ることができました。

7. 地域との連携

感染症の状況を見ながら、地域との交流を深められるよう、近隣の小学校や市民センターなどとの関係構築に努めました。

8. 入所者入退所状況

○令和7年3月末現在の入所者数 男性38名 女性58名 計96名

令和6年度 入所者数	男	女	計	令和6年度 退所者数	男	女	計
	7	6	13		8	8	16

【入所者数内訳】

○自宅・家族宅…13名

【退所者数内訳】

○家庭・社会復帰…1名 長期入院…5名 他施設入所…10名

9. その他

サービスの向上を図るため、下記のとおり会議を実施に努めました。

- ① 職員会議 月1回実施
 ② 処遇会議 月1回実施
 ③ 給食サービス会議 年4回実施
 ④ 安全対策委員会 年4回実施
 ⑤ 感染症対策委員会 年4回実施
 ⑥ マナーアップ委員会 年4回実施
 ⑦ 身体拘束廃止・虐待防止委員会 年4回実施
 ⑧ 職員研修（身体拘束廃止・感染対策）年2回実施

令和 6 年度 特別養護老人ホームサンライズ北九州事業報告書

1. 令和 6 年度の振り返り

急激な病状悪化による退所や上半期における入院者の増加により、令和 6 年度も 1 日平均の施設利用者目標数を達成することができませんでしたが、新たな体制になった事で、ご利用者様の安全性や早めの気づきが出来るようになり、下半期から入院者数も減少しました。安定した施設経営に向けて為すべき事を認識出来た収穫のある 1 年でした。

2. 利用者の確保

○1 日平均施設利用者目標数 94 名 ⇒ 実績 93.9 名 (達成率≒99.9%)

令和 5 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
	90.53	90.74	90.8	90.3	87.84	86.8	85.68	82.97	83.71	82.74	85.1	89.45	87.22
令和 6 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
	89.7	95.3	93.6	94.6	93.5	89	91.2	92.2	97.1	98.4	98.7	94.1	93.93

○入所 1 日平均施設利用者目標数 92 名 ⇒ 実績 91.2 名 (達成率≒99%)

令和 5 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
	85.63	86.61	88.63	87.9	84.83	81.93	81.29	77.96	82.93	81.74	83.1	86.96	84.14
令和 6 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
	87.7	90.9	90.6	93.2	91	86.4	87.2	89	95	95.9	96.1	91.6	91.2

○短期入所 1 日平均施設利用者目標数 2 名 ⇒ 実績 2.7 名 (達成率≒135%)

令和 5 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
	4.9	4.13	2.17	2.35	3	4.87	4.39	5	0.77	1	1.97	2.48	3.08
令和 6 年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
	1.9	4.4	3.1	1.4	2.5	2.6	3.9	3.3	2	2.5	2.6	2.5	2.7

◎利用者数確保のための施策

- ① 医療機関及び法人外の事業所からの待機者を増やす為、パンフレット、料金表を配布する等の外訪活動を積極的に行いました。
- ② 適切なケア方法や基本的な処遇についての話し合いをその都度開催し、申し送り方法や業務内容の見直し等、現場職員の更なる連携強化を図り入院防止に努めました。
- ③ 長期間に及ぶ入院や退去者の減少を図るため、週に一度利用者の入院状況についてソーシャルワーカーや病棟師長への電話連絡、病棟訪問を行い連携強化に努めました。
- ④ 医療機関や行政からの緊急性のある利用者の受入れ相談について、その都度施設内検討会議を開催し、迅速に対応するよう努めました。

【1 日平均利用者目標数未達成の主な要因】

◎退所者増 41 名 (通常 30 名前後)

◎入院者の増加 (年間入院延べ人数 R6 年度 1,826 人)

※R5 年度…2,085 人 R4 年度…2,269 人 R3 年度…1,353 人 R2 年度…1,281 人

3. 処遇

I. 身体的ケア

- ① 骨折のリスクが高いと考えられる方には、浴衣やネグリジェ等脱着し易い衣類を家族へ依頼し、リスク軽減に努めました。
- ② ポジショニングやクッションの挟み方を訓練科と話し合い、写真をベッドや車椅子に掲示し、職員間の周知徹底に努めました。
- ③ 褥瘡の悪化防止の為看護員が行う処置に介護員も同席し、情報共有を図る事で職員間の周知徹底を行いました。

II. 栄養

- ① 利用者の食事摂取状況 (摂取率も考慮) に合った、栄養量の算定を行い、一部栄養補助食品を使用して負担なく食事摂取が出来るように努めました。
- ② 食材費高騰が続く中、給食委託業者栄養士との細かな打ち合わせ、情報交換を行い、無駄なく食材確保が出来るように努めました。
- ③ 感染症予防に留意し、利用者の希望や嗜好に合った行事食を提供し、利用者の食思向上や、楽しみになるよう努めました。
- ④ 衛生管理に努め、安全・安心な食事提供と情報提供を行いました。

III. 健康管理

- ① 利用者の状態について、職員間での情報共有を行い早期発見・早期受診に努めました。上半期において入院者減少には繋がりませんでした。
- ② 各科と連携を強化した事で、パワーコントロール不足による骨折は減少しましたが、転倒による骨折が目立ちました。
- ③ 新型コロナウイルスのクラスターが発生しましたが、感染予防策を徹底し、ワンフロアへのみの感染に留めることができました。
- ④ 施設内や外部の研修への参加及び、職員研修を定期的に行いました。

IV. 機能訓練

- ① 個別機能訓練加算Ⅱの算定にむけた準備を開始し、利用者一人一人の応じた訓練を行い ADL の維持及び低下予防に努めました。
- ② カンファレンスを通して他職種からの意見交換や情報共有を元に、個々に応じた個別機能訓練計画書を作成し機能の維持・向上に努めました。
- ③ 利用者の状態に応じてその都度プラン内容を見直し、御家族にも状態・状況を報告することで、信頼関係の構築に努めました。
- ④ 他施設の訓練科との連絡・相談・情報共有、他施設の勉強会にも参加し訓練の向上に努めました。

⑤ 食事介助や入浴介助等を積極的に行い、更なる利用者の状態把握に努めました。

4. 安全対策・安全衛生

- ① 事故発生時は速やかに事故対策委員や当日出勤職員で協議し、考えられる要因・原因の究明に努め、同様の事故が起きないように努めました。
- ② 職員間の密な申し送り及び利用者の様子をこまめに記録に残し、見守り強化や介助方法の変更をスムーズに行う等、安全面に配慮することを心掛けました。
- ③ スライディングボードを使用しての移乗介助や職員2名による介助を徹底し、入所者と職員の負担軽減、かつ安全な移乗介助を行うことができました。
- ④ 衛生管理者、衛生推進者による定期的な巡回を実施し、利用者及び職員にとって過ごしやすく働きやすい環境になるように努めました。

5. 行事、余暇活動

担当職員との買い物外出、食べたい物を一緒に作って・食べる等日々の生活の中で刺激や喜びを感じて頂ける余暇活動を実施しました。

6. 生活環境の整備

- ① 担当職員による車椅子清掃及びベッド周辺の清掃を定期的に行い、利用者が快適かつ衛生的に過ごせるよう努めました。
- ② 整理整頓・清潔を意識する事に努めました。施設見学に来られた多くの方から「綺麗にされていますね」とお褒めの言葉を頂きました。

7. 人材育成・職場環境作り

- ① 職員一人一人がハラスメントに対しての正しい認識を持てるよう、注意喚起ポスターを掲示する等、ハラスメント防止の啓発に努めました。
- ② 直属上司との面談を実施し、職員が求めているもの、改善すべき内容について即座に対応する等、風通しの良い職場環境作りに努めました。
- ③ 現場職員を主体とした各委員会を継続して行い、サービスの品質管理及び質の向上、並びに職員の資質の向上に努めました。

8. 防災

- ① 自然災害及び感染症のBCP（事業継続計画）を策定し、災害時における被害を最小限に留め、速やかに事業が再開出来るよう努めました。
- ② ご利用者の避難、安全確保が的確にできるように年2回以上、火災想定、風水害・地震対策を含めた総合避難訓練を地域住民参加型で実施しました。

9. 事務

- ① 利用者確保に努め、安定した施設運営を目指す事ができました。今後も引き続き安定した運営を目指します。

- ② 職員の定着率を向上させるため、職場環境の改善を図り業務省力化を目指し、職員の仕事の向上を図りました。
- ③ 費用対効果を分析し、優先順位を決めて計画的な施設整備を行いました。
- ④ 各課で連携し利用者のケア向上と加算確保の為、科学的介護情報システム（LIFE）の運用を開始し、令和7年度より加算を算定します。

10. 地域との連携

- ① 塔野校区の社会福祉協議会主催の連絡会、会議体に継続して参加し、福祉施設として地域における公益的な取り組みを実施しました。
- ② 塔野まちづくり協議会に参加し、地域住民とのコミュニケーションを円滑にし、地域に根ざした開かれた施設作りに努めました。

11. 施設整備

- ① 備品の購入
 - ・大型業務用乾燥機
- ② 修繕
 - ・受水槽内ライニング補修工事
 - ・厨房リフト改修工事
- ③ 施設設備メンテナンス

・エレベーター点検	毎月	・害虫駆除	毎月
・消防設備点検	年間2回	・空調設備点検	年間2回
・電気設備点検	年間6回	・貯水槽、汚水槽清掃	年間1回
・ボイラー点検	年間2回	・全館清掃（ワックス）	その都度

令和6年度 障害者支援施設ちづる園 事業報告書

1. 基本方針

障害者福祉サービス等法改正に伴い、施設への理解促進や客観的な意見を取り入れるための地域連携推進体制を構築しました。

地域社会とのつながりでは新型コロナウイルス感染症の影響で各種イベントが中止となり参加することはできませんでしたが、小学校や公民館へ出向き啓発や理解促進に努めました。

また災害等による業務継続計画（BCP）を作成すると共に ICT 機器を導入し職場環境の改善を図りました。

2. 利用者

(1) 食事

- ① ご利用者への食の楽しみを感じてもらふ為、季節感のあるメニューづくりや行事食を行うとともに、月に1回の軽喫茶では、利用者の意見を取り入れながら、職員と共に楽しめるように工夫しました。また、七夕・十五夜・クリスマス・節分にお茶会を行い、季節行事を楽しみました。
- ② 米の価格高騰をはじめ物価高に対応するため、メニューの変更や食材の見直しを行う等、経費節減を図ると共に利用者の栄養管理に努めました。今後も食数や在庫チェック、食材のムダを省き、適切な食材費の管理に努めます。
- ③ 食事摂取のための支援では、食事の観察及び会議を毎月行いました。歯科医師の指導のもとに、摂食嚥下状態に応じた食事内容や、安全に経口摂取できるよう食事介助や口腔ケアの方法、食事の周囲環境等、多職種協働で支援しました。今後も食事の観察を重視し、嚥下機能の低下に対し適切に対応します。
- ④ ご利用者の高齢化に伴う低栄養予防では、血液検査のデータをもとに、一人一人の状態に合わせた、栄養補助食品やプロテインを付加し改善を図りました。その結果、アルブミン値が低い低栄養の利用者の減少がみられ、やせていると判定された利用者の栄養状態が改善されるなど変化が見られました。
- ⑤ 食中毒防止対策では、大量調理施設衛生管理マニュアルに従い、確実に実行しました。また、業務継続計画をもとにした感染症対策の実施、災害時に備えた非常食の確保には長期保存できる食材と定期的に使用する食材をバランスよく取り入れました。備蓄食材を保管するための食品倉庫の充実をはかり、水など長期保存できる食品を分類して保管しました。

(2) 健康管理

- ① ご利用者の高齢化に伴う疾病等の早期発見のため健康観察と定期的受診を行い、安心して生活できるよう支援しました。しかし、持病の悪化が顕著に見受けられ、入院者数は令和5年度延べ日数1137日に対し、令和6年度は1219日と増加しました。
- ② 各専門医による健康相談や、主治医による定期健康診断を実施しました。ご利用者の体調に変化があった際は適宜主治医に報告し、健康状態の悪化を防ぐよう努めました。
- ③ 感染対策委員会を中心に、感染対応に必要な備品の確認や職員研修を行いました。3月に利用者29名・職員9名が新型コロナウイルスに感染しました。その後、感染対策委員会と各課で検証を行いました。
- ④ 緊急時の医療的ケア・AED使用方法の研修を実施しました。また、喀痰吸引及び胃ろう処置の研修を行い、4名が認定特定行為業務従事者の資格を取得しました。

(3) 機能訓練

- ① 定期的に各利用者の身体機能・日常生活動作の評価と、個々に応じたリハビリテーションを実施し、身体機能維持を図りました。また、提供した自主訓練に意欲的に取り組まれるご利用者の姿も多く確認でき、活動性向上傾向がみられました。退院後の利用者に関しては身体状況に応じて自主訓練の見直しを行い指導も行いました。
- ② 各ご利用者の日常生活動作を確認したうえで、多職種と連携して本人の状態に応じた車椅子や装具等の補装具を提供し、日常生活動作機能維持を図りました。今年度は6名のご利用者様の補装具（車椅子や歩行車等）を新規にて申請・作製し、介護者の負担軽減にも努めました。
- ③ 約5年ぶりに他施設とのボッチャ交流試合の開催や、12月には東アジアふうせんバレーボール大会にも出場することができ、ご利用者の満足される姿がみられました。

(4) 生活介護

- ① 意思決定支援として、個別支援計画作成にあたってのカンファレンスにご利用者も同席して頂き、意向確認や自己決定についての取り組みを行いました。
- ② 換気や消毒、手洗いなどの感染症対策を徹底すると共に、マニュアルを作成しました。3月に新型コロナウイルスが発症した際には研修で学んだ対応を行い、感染の拡大防止に努めました。
- ③ ご利用者の身体機能の低下等に合わせた移乗や介助の方法を、ノーリフトケア委員会を中心に検討しました。また、今年度から導入した移乗サポートロボット Hug の活用にて、オムツでの排泄を余儀なくされていたご利用者がトイレでの排泄が可能となる事例もあり、ADL向上に繋がりました。
- ④ ご利用者個別の疾病や障害特性の理解について他事業所や他職種と情報共有し、利用者が持つ生活目標達成のための支援を行いました。
- ⑤ サービス管理責任者を中心に各課（科）とも連携し、丁寧なアセスメントによって本人の強みを活かした個別支援計画書を作成しました。また、状況が変化した際は速やかに対応し、状態にあった計画書の作成により支援の方向性を明確化しました。

- ⑥ ご利用者の特性に合わせ、室内の家具等の配置を工夫することや室温・衣類をこまめに調整することで、安全安心な生活が送れるように支援しました。

(5) 日中活動

- ① 手芸やクッキングといった少人数でのレクリエーションを開催することで、ご利用者同士の関係性の向上を図りました。
- ② 感染症対策を徹底しながら、面会・外出を実施しました。また、お出かけ支援では、行先を広げ外食も再開することをご利用者から喜びの声が聞かれました。ご家族が対応できないご利用者についても、本人の要望に沿って外出できるよう支援しました。
- ③ 施設内にある園庭の花壇を整備することはできませんでしたが、ちづる園祭りの前には職員で施設周辺を清掃する等、環境づくりに取り組みました。

(6) 虐待防止

虐待防止委員会や権利擁護研修等を定期的に開催し、虐待防止の意識の定着に努めました。9月は権利擁護・市民後見センターらひとに依頼し「権利擁護と意思決定支援」、1月は虐待防止委員会による「身体拘束・虐待防止について」の施設内研修を実施しました。また、身体拘束の同意を頂いている方の状況報告と、検討・評価を定期的に行い、4名の拘束を廃止することができました。

(7) 事業継続計画

事業継続委員会においてマニュアルの見直しを行い、備蓄の食料と水を、3日分から5日分に変更すると共に備蓄庫の整理を行いました。また11月に事業継続計画研修を実施し、理解促進を図りました9月には、高潮が発生したとの想定で避難訓練を行い、防災に対する意識の向上を図りました。

3. 苦情解決

毎月の生活総会でご利用者からの意見を聞くと共に意見箱の設置によって、問題を発見しやすい環境を作りました。各担当者が連携して苦情・相談の申し出に対応し、家族や相談支援事業所との情報の共有や、職員全員で苦情解決に取り組みました。

4. 秘密保持

利用者及び家族の個人情報が記載された記録物や写真等の取扱いについて、会議等で職員への周知を図りました。入所時に、個人情報保護に関する説明と、使用に関する同意を取り交わし、ホームページや広報誌への写真掲載は同意書に基づき適切に行いました。また、利用者のサービス利用に係る手続きや他機関への連絡についても、適切に行いました。

5. 職員

(1) 教育

- ① 毎月の施設内研修をはじめ、利用者の疾患を理解できるよう外部講師を招き、実際の現場での対応についての知識を深め、職員の意識や技術の向上に繋げました。
- ② 脳性麻痺や高次脳機能障害など、障害の特性を把握し、対応をマニュアル化し共有することで業務が円滑になりました。また施設内で行われた権利擁護研修をはじめ、日頃からご利用者への思いやりや尊敬の念を心掛け、情報を共有することでご家族にも信頼されるよう取り組みました。
- ③ 新入職員や異動で来た職員に対しコーチャー職員2名による指導・教育を行い、職員の資質向上を図りました。また、上司とコーチャーとのフィードバックで、情報の共有を行い、本人の悩みや問題をスムーズに解決出来るよう支援しました。
- ④ 多様な障害特性に伴う課題について、施設内で協議すると共に外部にも意見を求め、より個別性の高い支援を行いました。また、カンファレンスの中で、各課共通の認識を待つことや、ご家族に対して説明することで、支援の透明性や根拠ある支援を実施しました。

(2) 人材育成・定着

- ① 異動職員や中途採用職員に対し、障害福祉サービス・各課(科)の業務説明・業務体験について3日間のオリエンテーションを行い、ちづる園の求める職員像とチームケアの重要性が理解できるよう全体で取り組みました。
- ② 会議、委員会、カンファレンスを中心に日々意見を出し合い他職種連携を図ることで、チームケアの充実に取り組みました。
- ③ 記録ソフト推進委員会を中心に、ICT機器を導入したことで記録時間の大幅な軽減やペーパーレス化を図ると共に、情報伝達の円滑な流れにより、職員の業務負担は軽減し、日中支援に係る時間が増加しました。
- ④ 職員の家庭環境に配慮した勤務体制を整え、仕事と家庭の両立を図り、安心して働ける職場環境作りに努めました。
- ⑤ 内部・外部研修の継続的な参加による知識や技術を習得することで、支援の質の向上を図りました。また積極的に資格取得を促し、学ぶことのできる環境を整備した結果、今年度は5名が国家資格を取得しました。

〔令和6年度の施設内研修〕

月	研修担当課・科(委員会)	内 容
4	生活支援(サービス向上委員会)	マナーアップ
5	看護(感染対策委員会)	血圧測定・酸素吸入・吸引・感染について
6	栄養(感染対策委員会)	感染症対策(Ⅰ)
7	訓練(ノーリフトケア委員会)	腰痛予防
9	相談支援(虐待防止委員会)	権利擁護と意思決定支援

10	看護（安全対策委員会）	救命救急
11	防火管理（事業継続計画委員会）	防災（BCP職員周知）
1	生活支援（身体拘束・虐待防止委員会）	身体拘束・虐待防止
2	生活支援（ケアプラン委員会）	個別支援と記録について
3	防火管理者	防犯研修

（3）委員会活動

定期的な7つの委員会を開催し、課題の抽出と改善が出来るように取り組み、ご利用者のサービスの向上に努めました。委員会ではリーダー、サブリーダーが主体となり、職員主導で会議を進めることを心がけ、十分な議論や検討・評価を行うことで、新たな課題に取り組んでいきました。委員会から毎月職員会議にて全体に情報や対策を発信し、問題解決に取り組みました。

- ・事業継続委員会
- ・身体拘束・虐待防止委員会
- ・感染対策委員会
- ・安全対策委員会
- ・ノーリフトケア委員会
- ・ケアプラン委員会
- ・記録ソフト推進委員会

（4）健康管理

- ① 職員の健康診断を年2回実施し、異常の見られた職員については受診を指導しました。
- ② 新型コロナウイルスの定期的な抗原検査やインフルエンザ予防接種を実施し感染リスクの軽減に努めました。
- ③ メンタルヘルス対策として11月にストレスチェックを実施しました。

6. 防災

（1）消防訓練

- ① 5月に夜間火災を想定した初期消火、避難訓練を行い、消火栓の取扱い等を学びました。また11月に消火・通報・避難を連携して行う総合避難訓練を行いました。
- ② 点検業者による消防設備点検を5月と11月に実施しました。11月の点検でスプリンクラーのバルブの固着が指摘されたため、2月に修理しました。また、防火管理者による消防設備自主点検を9月と3月に行い、避難経路に物が置かれていないか等の確認を行いました。

（2）自然災害訓練

- ① 台風や水害が起こりやすい季節に備えて、9月に垂直避難訓練を行いました。1階の利用者を2階へ安全に避難させることを心がけ実施しました。
- ② 防災に関する施設内研修として、11月に事業継続計画のマニュアルを職員間で共有するための研修を行いました。

7. 防犯

- ① 3月に若松警察署の警官を講師に招いて職員研修を行い、さす股の取扱いを中心とした防犯の心構えを学びました。
- ② インターネットを利用されている利用者に対して、パスワードの設定等が外部に漏れることのないよう、また必要に応じて家族に手伝ってもらおうよう声掛けを行いました。
- ③ ご利用者と職員の安全確保の為、来園者の確認や声掛けを行うことで、不審者の侵入を許さないよう心掛けました。

8. 健全な施設経営

（1）利用者の利用状況

・入所サービス

（月平均利用者数）

令和6年度目標 78.0名 ⇒ 令和6年3月31日現在 76.4名

・短期入所サービス

（月平均延べ利用日数）

令和6年度目標 45日 ⇒ 令和6年3月31日現在 49.9日

（※1日平均利用者数） 1.5名 ⇒ 1.64名

（2）利用者獲得に向けての施策の実践

- ① 入院中のご利用者に対し病院との連携を図り、病状を常に把握しながら退院時期の調整に努めました。施設への復帰が困難であると予測された際は、待機者の入所の調整を行いました。
- ② サービス利用の問い合わせがあった場合は、各関係機関との調整や連携を速やかに行うよう努めました。その結果、12件の利用申し込み、待機者は四半期平均10.25人となりました。
- ③ 短期入所に関しては、2ヶ月前からの利用予約と、キャンセル発生時には利用促進案内をご家族や相談支援事業所へ行いました。3月に施設内で新型コロナウイルスが発生したためキャンセル対応を行いましたが、1日平均利用者数は1.64人となりました。
- ④ 日頃から相談支援事業所や各関係機関との情報収集や連携を図り、信頼関係の構築に努めました。その結果、41件の問い合わせに繋がりました。

9. 財務

事業計画に計上していた記録ソフトを導入し、北九州市から ICT 導入モデル事業補助金を受けました。また同様に移動支援介護ロボット 4 台、1 階居室系統室内空調機修理、非常灯電池交換を実施しました。しかし、厨房スチームオープン等の機器が故障し早急に買い替える必要があったため優先的にを行い、太陽光監視システム取替や移動式天井リフト 2 台、低床ベッド 4 台、尿器洗浄機 2 台の購入については、残予算や緊急性を考慮し今年度は購入しませんでした。

施設設備保守のため、空調設備、電気設備、消防設備、昇降機などの定期点検を行いました。経年劣化による設備の故障が多くあり修理を行いました。

10. 地域・関係機関との連携

- ① 医療機関等多方面からの問い合わせに対して、課題解決に向け真摯に取り組み、信頼関係を構築しました。
- ② 日頃から相談支援事業所との信頼関係の構築に努め、利用者の生活課題を解決する為、連携強化を図りました。
- ③ 対応困難事例の問い合わせを受けた際は、各関係機関と連携を図り、情報を共有することで課題解決へと結びつくよう努めました。
- ④ 10 月と 11 月に市内の青葉小学校 (77 名)、光貞小学校 (99 名)、二島小学校 (37 名)、鴨生田小学校 (53 名) 計 266 名の 4 学年を対象とした「福祉体験教室」を開催しました。感染症対策を講じたうえで、ちづる園職員が小学校に赴き教室を開催することが出来ました。終了後は生徒だけでなく先生方からも多くの質問を受け、後日感謝の手紙まで頂きました。二島公民館では高齢者のいきいきサロンで健康体操教室を開催し、地域在住の高齢者が 57 名参加されました。また島郷出張所にて社会福祉協議会主催による健康体操教室を開催し 120 名参加されました。定期的な自治会への参加によって、地域との繋がりを構築し、連携を深めました。

令和6年度 軽費老人ホーム（ケアハウス）ゆうあい事業報告書

I. 基本方針

令和6年度は入居者の自立生活継続を目指して、その人らしくお暮しいただけるようにその方にあったサービスを提供いたしました。また、継続して感染症対策を徹底し職員、入居者の健康と安全な生活環境作りに努めました。

II. 入居者の獲得

- (1) 今年度は入居一時金の取り扱いを変更し入居時初期費用の軽減を実施いたしました。また、入居相談員を任用し各課一丸となって入居者確保、広報活動に取り組みました。
- (2) 読売新聞TV欄への広告掲載の継続、中間市役所内のTVモニターへ動画広告を掲載し中間市の知名度アップを目指した結果、現入居者のうち中間市の方が33%（前年比6%増）となりました。入居相談員を中心に見学者・体験入居者のフォロー連絡を実施し今年度は176名で終了いたしました。
- (3) 地域包括支援センター、病院、居宅介護支援事業所へ施設長、相談員で外訪活動を実施し施設の情報発信にてPRネットワークを広げました。
- (4) 週に1回、空室状況の更新、月1回館内の行事等をホームページへ掲載いたしました。
- (5) 北九州地域連携交流会へ2回参加しケアマネジャー、施設相談員等へ、ゆうあいの情報発信を行い信頼を深めました。
- (6) 入院者の状況確認を行い医療スタッフと連携を図りながら、ゆうあいへの生活復帰に努めました。

体験入居者状況

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
体験入居数	4	2	5	1	5	3	2	6	2	1	4	3	38
前年	5	3	5	3	1	5	3	0	0	0	0	2	27

入居希望見学者状況

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
見学件数	10	7	8	13	14	5	8	14	8	7	7	8	109
前年	10	10	6	4	11	10	8	9	10	9	11	7	105

今年度新規入居者数 45名

令和5年度	令和4年度	令和3年度
34名	22名	21名

今年度退去者数 32名

令和5年度	令和4年度	令和3年度
35名	25名	28名

III 入居者

- (1) ケアハウスで心身ともに安心、安全で快適な生活を1日でも長く送っていただけるよう介護予防の視点に立ち、確かな知識と技術、あたたかい心で尊厳ある生活の支援に努めました。
- (2) 認知症の進行に伴い、ゆうあいでの生活に不安を感じている入居者に対し朝夜の個別の声掛けや訪室で安心して生活していただけるようにしました。
- (3) 精神的な不安、悩みをかかえている方が増えています。見守りに努め、その都度時間を設け話を聞く等の対応をしました。また必要に応じて専門職と連携を図り適切な治療が受けられるようにしました。
- (4) 日々の関わりの中から入居者個々のニーズをくみ取り、ニーズに合わせた個別支援計画を立案しました。毎月個別支援計画検討会を2回行い職員間で統一した支援ができるようにしました。支援計画は定期的（1年毎）に評価、見直しを行い現状に即した内容に変更しました。入居後3ヶ月間は見守り強化して支援計画を立案しました。入院された場合は退院後のADLの変化に応じて計画を変更立案しました。
- (5) 長期入院中の方については医療機関と連携を取り病院に出向き状態の確認を行い退院後の生活が安心して送れるように努めました。
- (6) 季節に合った行事を立案し提供しました。感染症は年間を通してなくなつてはならず、感染予防を常に意識し対策を講じました。その上で出来るだけ入居者の方も楽しんで参加できる行事の企画をしました。マンネリ化することの無いように常に新しい感覚を大切に遊び心のある企画、生きがいがづくりへの取り組みを行いました。

食事

- (1) 嗜好調査のご意見を反映し、厨房職員と共にこれまでの下処理方法や工程の見直しを行った結果、喫食数が増加しても昨年度に比べ残食量が減少しました。

- (2) アレルギー対応については、厨房職員にも禁忌一覧表を渡し一食の提供に対し複数回の確認作業を行い誤提供を減らすことが出来ました。
- (3) 非常時・感染症対策として備蓄品や使い捨て食器類を一部2階トランクルームへ移動したことで、食堂閉鎖時には迅速に対応することが出来ました。

健康管理

- (1) 日々の状態の把握に努め体調不良の方には個別に訪室し安否の確認、バイタルの確認を行い早期受診、治療が出来るようにしました。体調に応じ食事を居室配膳したり、必要時に受診の付き添いも行いました。
- (2) ケアハウスには看護師の配置がないため職員である程度の看護判断を行い早期対応が出来るように医療的な知識習得のため、医療機関主催の外部研修には積極的に参加し職員間で共有しました。
- (3) 中間市の保健センターの保健師、法人内看護師と連携を取り入居者の方に判りやすい内容の健康講話を実施し健康、疾病予防の意識付けができました。
- (4) 感染症予防委員会を中心に1年と通じて食中毒、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎等に対する感染症予防対策を講じました。
感染症の研修に積極的に参加し職員間で共有しました。(年度内3回)
BCP委員会とも連携し感染症発症時の訓練も行いました。(年度内2回)
訓練で生じた問題点、改善点を検討し見直し、更新を行いました。
- (5) 介護予防策として担当職員が法人内のリハビリ会議に出席し情報を習得しました。また、法人内の療法士を講師として招き介護予防についての講話を実施しました。その他職員が講師となり、簡単な体操や脳トレも組み込んだ健康体操教室を毎月実施しました。

入浴

- (1) 衛生的で快適な入浴を提供するため毎日の清掃、消毒を実施しました。
また、レジオネラ菌対策として毎月の水質検査に加え専門業者による検査を実施し清潔な環境づくりに努めました(6月、12月共に異常なし)
- (2) 介護の必要な方には介護保険サービスの利用にて時間を設定し安心して入浴して頂くようにしました。
- (3) 季節、外気に合わせ湯温を調整し快適な入浴を提供しました。

- (4) 入浴時間中、定期的に浴室確認を行い浴室での事故防止に努めました。
(入浴時間内に1日6回確認)

生活相談

- (1) 日々の生活状況を確認しながら必要に応じて介護サービスの導入や支援の提案等を行って入居者の生活の安定に努めました。
- (2) ADLの低下や認知症の進行時は早期に入居者、ご家族へ意向を確認しケアマネジャー等と協議して法人内施設やその方にあった施設を探し安定した生活が継続できるように連携を図りました。
- (3) 専門性の知識を高めるため、日々研鑽に努め外部研修へも積極的に参加してスキルを磨き対応いたしました。

緊急対応

- (1) 昼夜を問わず緊急時には迅速に対応しました。
- (2) 施設内で研修を行い緊急時の対応について周知徹底しました。
ヒヤリハット、事故報告書の検証を行い大きな事故にならない対策を取りました。
- (3) 医療機関と連携を密に取り人命優先の対応を行いました。
- (4) 緊急時にはご家族への連絡を円滑に行いました。

IV 職員

- (1) 入居者の皆様とご家族の支援をし社会貢献できる人材育成を目標に指導しました。職員一人一人の資質の向上を目的に外部研修に積極的に参加し、研修で学んだことを研修報告を行うことで知識の共有をしました。
- (2) 施設の顔として恥じることのないよう「挨拶」「言葉遣い」「笑顔」「身だしなみ」を心がけ、更なる処遇向上に努めるため、毎朝の朝礼時に「身だしなみのチェック」「挨拶の唱和」を行い職員全員で確認しました。
- (3) ムリ・ムダ・ムラをなくした業務に取り組み、且つ職員間でのコミュニケーションを密に行うことで働きやすい職場づくりに努めました。
- (4) ストレス対策として1年に1回のストレスチェックを実施、ストレスマネジメントについての取り組みも行いました。カスタマーハラスメントについて処遇会議等の場で検討する機会も設けました。また、悩みを抱えている職員につい

ては個別に話を聞く時間を取り安心して働ける職場環境づくりに努めました。

- (5) 高齢者虐待防止委員会を中心に「高齢者虐待防止のセルフチェックリスト」「高齢者虐待防止のための組織体制チェックリスト」「虐待の芽チェックリスト」を全職員対象で実施し虐待について自分自身を見つめる機会を作り虐待防止に努めました。虐待防止、身体拘束防止に関する研修動画を見て皆で「虐待」や「身体拘束」について学ぶ機会を作り意識付けを行いました。
- (6) 職員の安全と健康を守る職場づくりは質の高い介護サービスに繋がることを意識し職員の健康を守るための衛生用品の準備を行い必要に応じて使用できる環境を作りました。毎月の職員会議の中で職員の心身の健康が維持できるような情報の発信を行い意識付けを行いました。

V 防犯

- (1) 不審者については発生しませんでした。常に防災センターと連携を図りながら入居者の安全を守りました。
- (2) 防犯訓練は実施できませんでしたが、安全衛生委員会時に防犯についての資料を配布し防犯に対する意識を高めました。

VI 防災

- (1) 災害は発生していませんが、万が一の災害時には合築である西日本医療福祉総合センターと協力して「緊急避難場所」として地域貢献を行います。
- (2) 西日本医療福祉総合センター、防災センターと年に2回(10月・3月)に防火訓練を実施し災害に備える体制を作りました。
※今年度も職員のみで実施しました。
- (3) 毎月1回、防災の日に各階順番で防災設備や火災等が発生した場合の避難手順の説明を実施。ベランダ巡回を行って防災意識を高め火災に注意していただくように周知徹底し災害時への備えに努めました。
- (4) BCP委員会を中心に机上、参集訓練を実施し有事の備えを行いました。

VII 財務

- (1) 消耗品等の使用方法など再考し支出を削減しました。また、各課との毎週末ミーティングを通じて情報共有を行い、業務の円滑な進行に貢献しました。施設整備について、西日本医療福祉総合センターと連携を図り、漏水修理等発生した際も迅速に対応し入居者様が安心・安全に生活できるよう努めました。

VIII 地域交流

- (1) 中間市地域包括支援センターが開催しているにじいろカフェ(認知症カフェ)への参加は開催連絡が無く実施できませんでした。
- (2) 演奏会や五平太ばやし太鼓、フラダンス等の機会を持ち入居者の方も喜ばれていました。舞台上立って楽器に触ったりと交流を行いたくさんの笑顔をみることができました。

別添5 付属明細書

令和6年度 介護老人保健施設千寿中間 事業報告

I 基本方針

認知症高齢者の尊厳を守り、自己選択・自己決定を重視した処遇ができるように、接遇教育と合わせ安全で安心できる環境づくりと透明性のある施設運営に力を入れました。また地域での役割を果たせるように、医療機関や他事業所との連携を図り支援しました。

II 基本方針に基づき取り組んだもの

施設設備関係

4階療養棟の一部フロアの床の張替え工事を実施しました。清潔感あふれる環境づくりになり、利用者の表情も明るく感じられます。

また、介護記録ソフト導入について令和7年4月より開始する予定で業者による指導のもと取組みました。慣れない状況ではありますがICT導入により利用者処遇の充実や職員の業務の効率化を進めてきました。

施設運営関係

医療との連携強化、認知症対応力向上に向けた研修会の参加、生活向上等を通じ働きやすい職場環境づくりに努めてきました。

III 健全な施設経営

1 サービスの利用目標

(1) 入所及び短期入所の1日平均入所者数

93.7名

事業計画の目標数	96名	⇒	2.3%減
----------	-----	---	-------

入所サービスの1日平均入所者数

92.9名

事業計画の目標数	93名	⇒	0.1%減
----------	-----	---	-------

前年度実績比	89.3名	⇒	3.6%増
--------	-------	---	-------

(2) 短期入所療養介護サービス1日平均利用者数

0.8名

事業計画の目標数	3名	⇒	2.2%減
----------	----	---	-------

前年度実績比	1.1名	⇒	0.3%減
--------	------	---	-------

(3) 通所リハビリテーションサービス営業日の事業計画の目標数 2名

令和5年7月1日より事業再開しておりますが実績がありません。

今後は、利用者確保について職員と話し合いながら事業を進める予定です。

③ 施設から入院している治療を終えた利用者が、早期に入所できるように退院の許可が出た時点で受け入れ日の調整を行いました。このことにより他のご利用者の受診の受け入れについても迅速に対応していただけるようになりました。

④ 急性期病棟からの退院する利用者については、相談の問い合わせの時点で病院へ出向き、状態を確認し入所判定をしました。

⑤ 支援相談員が、利用の受付窓口として、認知症や疾患についての知識を深めていき、認知症介護について困っているご家族の相談にも親身になって対応しました。

⑥ 居宅介護支援事業所及び医療機関への訪問や当施設の空室状況について定期的にFAXやホームページ等で情報提供することにより、情報を見て問い合わせがありました。

⑦ 申込者に対して、面接日を決める時点で入所受け入れ予定日を提案することにより、ご家族の準備ができ予定通り受け入れることができるようになりました。

⑧ 毎月の指標の稼働率5%維持ができました。利用者の在宅復帰についても家族の必要に応じて対応しています。

(2) 短期入所療養介護サービス

居宅介護支援事業所のケアマネジャーや医療機関へ空床情報を提供し、登録者についても同様に毎月利用してもらえるようにアプローチしました。

また、医療機関からの短期入所で受け入れ、状態を把握し早期に入所につなげました。

(3) 通所リハビリテーションサービス

今年度は、利用者がいませんでしたが機能訓練、運動能力向上訓練、認知機能訓練、入浴をプログラムとしての準備をしています。

3 利用者処遇

(1) 生活支援に視点をのけたケアプランの策定と実施をすることにより、利用者の残存機能の維持を図りました。

(2) 処遇検討会議では、利用者一人一人の生活状況を他職種からの視点で評価していき、認知症の高齢者の特徴を把握し、利用者にあった対応を行いました。

(3) レクリエーションの充実を図り、利用者が楽しく生活ができるように工夫しました。また、ドライブや散歩など外気浴などの機会を多くつくり気分転換を図りました。

た。

- (4) 療養棟内の環境整備に努め、利用者の行動を把握し日常の動線の確保を行いました。

4 健康管理

- (1) 利用者の血圧、体温測定、排便、排尿チェック及び飲水量、食事チェックや体重測定など毎日の健康状態を把握するとともに、医師による診察を実施し健康管理に努めました。
- (2) 利用者の異常時には、協力医療機関である新中間病院その他の医療機関、施設の特性である認知症などを考慮し専門機関に受診を依頼し必要な医療の確保に努めました。
- (3) 結核予防対策として令和6年10月に利用者70名にレントゲン検査を実施し、令和7年2月～3月にかけては採血を実施し異常の早期発見に努めました。
- (4) 疾病等に関する知識、技術の向上について、年間の職員研修に加えweb研修の参加をし、質の向上を目指しました。
- (5) 季節に応じた感染症（白癬、ノロウイルス、インフルエンザ、コロナウイルス）の予防対策や研修、訓練を定期的に実施しました。

インフルエンザ疾患予防策として、令和6年11月から利用者97名と職員55名について予防接種を実施し、うがい、手指消毒や必要時のマスク着用を徹底し、感染予防に努めました。また、高熱発症者には判定キットを使用し早期発見に努めました。結果、インフルエンザ罹患者はいませんでした。

新型コロナウイルス感染症については、令和6年8月5日～8月22日までに入所者18名、職員5名の陽性者が判明し、感染した利用者4名が入院となりました。また、令和7年2月4日～2月22日までに入所者24名、職員6名の陽性者が判明しました。入院者はいませんでした。新中間病院の協力のもと確定診断を受け、宗像・遠賀保健福祉事務所の指示のもと早めの対処により短期間で終息させることができました。

5 食事

- (1) 訓練科と合同で月に1度クッキングクラブを行いました。ご利用者に直接調理に参加して頂き、調理工程や出来立ての料理を食べることによりとても喜んでい

ただくことができました。

- (2) 管理栄養士を中心にミールグラウンドを行うことにより、ご利用者の状態にあった食事変更を行うことが出来ました。また、低栄養改善を目標とし、個人に合わせた効果的な栄養補助食品を使用することにより、健康維持に努めました。
- (3) 衛生管理マニュアルに則り、清掃や設備・備品管理を行い食中毒に努めました。
- #### 6 リハビリテーション
- (1) 利用者の状態について他職種と情報交換を行い、リハビリテーション実施計画書を立案し、作業療法士を中心とした機能訓練と個別作業療法を実施し徘徊などの周辺症状などみられることなく参加されていました。
- (2) 新規入所者の在宅復帰に向け、可能な限り自宅へ訪問し在宅復帰への意識づけやアドバイスができました。

IV 職員教育

- 1 職員間で常に問題意識を持ち、改善の提案ができる環境づくりに努めました。介護職員の少人数グループ制を取り入れ、ボトムアップによる業務改善への取り組みを進めました。
- 2 新入職員、中途採用職員へのコーチャー制による指導継続しているが、コーチャーに任せきりにするのではなく、側面からのサポートに努めました。
- また、職員が自己成長を感じることが出来るように外部研修（web研修）も積極的に参加しました。
- 3 職員一人ひとりが認知症に対する専門的な知識を学び、利用者の処遇向上と共に地域貢献に努めました。
- 4 委員会を設置をし、活動の活性化を図り利用者の安全と職員の資質向上とサービス品質管理を目指しました。
- 5 接遇が対人関係の基本となることの意識づけを行い、利用者・家族の接遇に努めました。

V リスクマネジメント

- (1) 施設内で発生した事故・ヒヤリハットまたは発生には至っていないが危険と考えられることを全職員参加型の個別処遇検討会議で発表し、その対策を職員間で共有できる体制としました。

別添6 付属明細書

令和6年度介護老人保健施設サンフラワーズ北九州事業報告

I 基本方針

感染症予防に取り組みながら、ご利用者の医学的管理のもと介護予防と自立支援介護に取り組みました。ご利用者の意思・人格を尊重し、個々の在宅復帰等の目標に向け、利用者に寄り添ったサービスを提供しました。また、面会や外出など、ご利用者の社会的つながりを大切に、家族や地域社会との交流促進に努めました。

II 重点項目

1. 施設運営

- (1) 記録ソフト、眠りスキャン、インカム等のICT機器の活用と多職種との「チームケア」により、利用者の状態変化に素早く対応でき、ご利用者の意思を尊重した居宅生活支援に取り組みました。
- (2) 医療機関、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所に対して月1回以上外報活動を行い、関係機関との連携に取り組みました。施設類型において、令和6年11月は在宅復帰率が基準に届かず、基本型老健施設となりました。12月より加算型に戻りましたが、入所目標数を達成することができませんでした。
- (3) 事業継続計画に基づき、それぞれ年1回ずつ研修及び訓練を実施しました。感染対策に努めましたが、令和6年8月と令和7年2月に新型コロナ感染、3月に感染性胃腸の集団感染が発生しました。終息後も感染防止対策に努めています。
- (4) 科学的介護情報システムを活用し、新たに排せつ支援加算を算定しました。また、業務改善委員会にて各種の記録業務の見直しや、センサー付低床ベッド20台を導入し、業務の効率化・業務負担の軽減を図りました。
- (5) 家族、地域との繋がりをもっていただけるよう、地域ボランティアによる慰問の実施や施設外へのドライブ等余暇活動の充実を図り、利用者の心の健康と身体機能の維持向上に取り組みました。

2. 設備整備

- (1) ダムウエーター更新（給食配膳専用）
- (2) 受水槽取替工事
- (3) 浴室の改修工事及び1階トイレの改修工事計画については、工事期間の短縮が困難であったこと、トイレ増設による間取りの変更等で、計画がまとまりませんでした。計画がまとまり次第順次改修します。

III 健全な施設経営

(1) サービス提供状況

1. 施設入所サービス事業

入所及び短期入所の1日の平均入所者数

86.5名	事業計画の目標数	91名	⇒	4.95%減
	前年度実績比	87.2名	⇒	0.81%減

① 入所サービス事業

入所1日の平均入所者数

84.8名	事業計画の目標数	89名	⇒	4.72%減
	前年度実績比	85.1名	⇒	0.36%減

② 短期入所療養介護事業

1日の平均入所者数

1.8名	事業計画の目標数	2名	⇒	10.00%減
	前年度実績比	2.5名	⇒	28.00%減

2. 通所リハビリテーション事業

1日の平均利用延べ人数

5.7名	事業計画の目標数	9名	⇒	36.70%減
	前年度実績比	5.2名	⇒	9.61%増

(2) 利用者確保と安定した運営

① 施設入所サービス

- ・利用希望者が、面接から入所までの待機期間を10日以内に短縮できるように事前に多職種で協議し連携を図りました。また、事前に居所を多職種で訪問し入所希望者の状態確認を行いました。
- ・医療機関、居宅介護支援事業所や、在宅復帰先となるグループホーム等へ定期的な外訪活動や電話連絡を実施し、信頼関係構築に努めました。
- ・科学的介護情報システム（LIFE）を活用し、褥瘡マネジメント加算、リハビリマネジメント計画書情報加算等の関連加算の取得に努めました。また、新たに排せつ支援加算を算定しました。

② 在宅復帰支援・在宅療養支援

- ・入所が決定している入所希望者には、居宅等で入所前後訪問指導を実施し、在宅復帰に必要な事項を関連機関と情報共有に取り組みました。
- ・在宅復帰した利用者には、退所前後訪問指導を実施し、当事者および家族に退所後の生活について話を伺い療養指導を行いました。
- ・在宅復帰推進会議を開催し、在宅復帰率等の動向をもとに数値目標を各科（課）と共有し、加算型老健施設の維持に努めました。各フロアより在宅復帰推進担当者の選任を検討し、体制の確立に向けた意識改革に取り組みました。

③ 短期入所療養介護（ショートステイ）

- ・ショートステイ利用者には、ご利用状況を書面にてご家族・担当居宅ケアマネー

ジャーに報告し、信頼関係の構築に努めました。また、居宅での生活に限界を達した際の早急な受け入れや、デイケアへ利用に繋ぐなど柔軟に対応しました。

④ 通所リハビリテーション（デイケア）

- ・定期的にデイケア便りの発行を実施しましたが、ホームページでのネット掲載はできませんでした。体験利用は、3名中2名が利用に繋がり、利用登録者数は17名（前年度17名）となりました。
- ・リハビリテーションの一環として、施設周辺の散歩や花見、買い物支援を実施しました。買い物に関する不安の解消や生活範囲の拡大など、社会参加への支援に取り組みました。
- ・管理栄養士と連携し、利用者の口腔内の状態及び栄養状態について、利用者15名を対象に口腔・栄養スクリーニングを実施し、担当居宅ケアマネージャーと連携を図りました。
- ・入浴動作や居宅環境のアセスメントを行い、居宅で入浴が可能となるよう専門的な見地で助言するなど在宅支援に努めました。これにより、利用者1名が入浴介助加算（Ⅱ）を算定できました。

IV 利用者

1. 利用者処遇

- （1）利用者の自立支援や在宅での生活を視野に入れ、利用者の情報収集、家族との情報交換を行い、ケアプランを作成しました。作成後も多職種共同によりケアプランのPDCAサイクルによる管理と定期的なカンファレンスを行い、スムーズな在宅復帰ができるよう取り組みました。
- （2）機能訓練室外の療養棟内で、在宅復帰を希望する利用者に排泄動作・歩行移動動作など、自宅での日常生活を想定した実用的なリハビリテーションを実施し、在宅復帰の推進に取り組みました。
- （3）利用者の身体状況に応じた入浴方法を提供し、安全にゆつくりと入浴できる環境作りに努めました。また、菖蒲湯、柚子風呂など四季折々の入浴を楽しんでいただきました。
- （4）余暇活動では、通信カラオケ機器を利用したオンラインでの音楽レクリエーションや疑似体験ツアー、傾聴ボランティアの受け入れ等を実施しました。また、積極的に散歩や外気を行う等、季節感を楽しみながらストレスの緩和に努めました。
- （5）褥瘡予防対策委員会を中心に利用者ごとの褥瘡発生のリスクに対して、褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書を定期的に作成し褥瘡予防に努めました。利用者1名が褥瘡で入院しました。
- （6）訓練科により集団起立運動や学習療法、作業活動を計画的に実施し、日常生活の意欲向上や認知症予防に取り組みました。
- （7）排泄ケア委員会を中心に、利用者ごとに排せつの状態やスクリーニング・支援計画書を定期的に作成しました。科学的介護情報システム（LIFE）を用い、排せつ

支援加算を新たに算定しました。

- （8）居住空間においては、プライバシーの尊重を念頭に置き対応しました。また、インカムや眠りスキャン、センサー付き低床ベッドを活用し、利用者の状態把握や早期対応により、安心と充実した生活の支援に努めました。

2. 食 事

- （1）令和7年2月6日～2月25日の期間に入所者74名・デイケア利用者13名を対象に嗜好調査を実施しました。より良い食事提供に取り組みました。
- （2）栄養ケア・マネジメントにより、利用者の栄養状態を把握し、体重の変化や摂取状況、嚥下状態などから利用者に適した食事提供と栄養改善に努めました。また、低栄養状態にある高リスク対象者に対して、生化学検査を4月（5名）・10月（5名）に実施し状態把握に努めました。
- （3）利用者の経口維持の取組として、定期的な食事状態の観察及び評価や、歯科医師から口腔ケアの方法や嚥下状態に合わせた食事のアドバイスを受け、延べ15名の経口維持の取り組みを行いました。
- （4）施設から医療機関へ入院した利用者について、今年度は栄養管理が施設入所時と大きく異なる場合の連携実績はありませんでした。
- （5）九州栄養福祉大学（3名）、九州女子大学（3名）からの栄養士実習生を受け入れられました。利用者に向けての食事指導を体験していただきました。
- （6）毎月の「軽喫茶」や「デイケアクッキング」は年間計画に基づき利用者の目の前で、季節の食材を取り入れた簡単な調理工程を楽しんで頂きました。

3. 健康管理

- （1）感染防止対策として、職員の出勤時と退勤前の検温、手洗い、消毒等を実施し、ご利用者への感染防止に努めました。7月と10月に感染症に対する初動訓練を実施しました。
 - ① インフルエンザ疾患予防対策として、11月より利用者74名・職員59名が予防接種を実施し、換気、手洗い、手指消毒等の感染対策に努めました。肺炎予防と重症化を緩和する為に、利用者4名に肺炎球菌ワクチンを接種しました。
令和7年1月にインフルエンザA型に利用者7名が罹患しましたが、重症化することなく経過しました。
 - ② 新型コロナウイルス感染症については、令和6年11月11日に、利用者41名、職員1名にワクチン接種を実施しました。令和6年8月に利用者12名、職員3名が感染しました。また、令和7年2月16日に利用者6名、職員1名に感染が判明しクラスターとなりました。いずれも医療機関、保健所と連携を図りながら、施設内療養にて対応しました。
 - ③ 感染性胃腸炎については、令和7年3月に利用者1名に嘔吐症状見られ、その後、症状のある利用者からノロウイルス陽性が判明しました。その後、利用者

13名、職員2名に嘔吐・下痢症状見られクラスターとなりました。4月7日、北九州市保健所の立ち入り調査により、感染に対する助言を受けました。終息後も感染マニュアルに準じた対応を徹底し、感染拡大防止に努めています。

- ④ 誤嚥性肺炎予防について、食事前に唾液の分泌を促す発声練習を取り入れた「嚥下体操」を実施しました。
- ⑤ 室内の湿度・温度管理を徹底し、室内の乾燥予防に努めました。また、サーキュレーターや空気清浄機を適所に配置し、常時の換気と感染予防に努めました。
- ⑥ 体調不良時の早期治療により早期離床・病状回復に努めると共に、誤嚥性肺炎や尿路感染症の予防に努めました。今年度、肺炎で入院された利用者は7名、誤嚥性肺炎で入院された利用者は4名でした。尿路感染症に罹患された利用者は施設内で治療し回復しました。
- (3) 所定疾患施設管理費の対象疾患（肺炎、尿路感染、带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪）は積極的に施設内治療に取り組み、今年度は23名を施設で治療管理を行いました。
- (4) 入所1年を経過した利用者について、定期的に胸写・血液検査を実施し、健康管理に努めました。
- (5) 歯科医師、歯科衛生士からの指導の下、職員の口腔ケア勉強会を5月に実施しました。

4. 機能回復訓練

- (1) 利用者一人ひとりの残存能力、日常生活動作能力などを評価し、個別リハビリテーション計画を立案して、理学療法士・作業療法士による個別訓練・集団訓練を実施しました。
- (2) 新規利用者に対して、入所時及び月1回以上日常生活動作等の評価を行い、必要に応じてリハビリテーション計画を見直しました。また、3ヶ月間、週3回以上短期集中リハビリテーションを実施し、早期に身体機能や日常生活動作能力の向上ができるように支援しました。
- (3) 評価した日常生活動作等のデータを、科学的介護情報システム（以下、LIFEという。）を用いて提出し、フィードバックを活用してリハビリテーション計画の見直しを行い、効果的なリハビリが提供できるよう取り組みました。
- (4) 入所前後、退所前後に家屋調査・訪問指導を実施し、円滑に在宅生活に移行できるよう入所早期から退所先を想定した訓練を実施しました。
- (5) 在宅復帰の練習となる外出・外泊前には、不安や心配を軽減するために、歩行補助具の貸し出しや、介助者と本人への車の乗降や移動の介助方法、生活の中での注意点のアドバイスをを行いました。
- (6) 在宅復帰が決まった利用者については、担当の居宅ケアマネジャー、福祉用具事業者と退所後の環境設定について密に連携を図り、スムーズな在宅復帰に繋げていきました。

(7) 短期入所利用者に対しては、日常生活動作の維持・向上を図り、在宅生活が継続できるように、入所時の状態に合わせて個別リハビリテーションを実施しました。

(8) 認知症予防の取組として、前年度のアンケート調査（興味のある活動内容の調査）の結果を基に、訓練時間以外の集団起立運動や学習療法、作業活動を計画的に実施しました。今年度3月にアンケート調査を行いました。

V 職員教育

- (1) 法人「是」基本方針の周知徹底を図り、介護老人保健施設の役割と機能について、各部署が果たす役割を再認識し、組織強化に取り組みました。
- (2) 職員の知識及び技術の習得並びにモラルの向上の為に、施設内外の研修や講演会、またオンライン研修に参加しました。研修後は、施設内で伝達研修を行い、専門的な知識及び技術を全職員で共有しました。また、職員の意欲、能力を引き出させる環境づくりと個々のスキルアップを図る為、12月に他法人のICT機器導入施設を見学し、連携意識を高めることができました。
- (3) 職員面談を実施し、個々の業務の振り返りや考えを聞きとる事ができました。
- (4) 新人職員や中途採用職員等の人材の定着・育成に向け、指導カリキュラムに沿って、担当職員を中心に指導及び精神面でのフォローを行いました。
- (5) 全職員の挨拶の励行と接遇の向上を促進し、利用者・家族に対して安心感や信頼感、心地よさを与えられる施設作りに取り組みしました。
- (6) 各階に中堅職員を中心にグループリーダーを選出し、業務改善に取り組みしました。
- (7) 委員会活動（感染対策委員会、安全・事故対策委員会、虐待防止・身体拘束廃止委員会、口腔ケア委員会、苦情解決処理委員会、衛生委員会、給食行事委員会、排泄ケア・褥瘡予防対策委員会、業務改善委員会）を実施し、職員の専門性と、チームワークの向上に取り組みしました。

VI リスクマネジメント

- (1) 虐待防止・身体拘束廃止委員会を中心に、身体拘束により生じるリスクを検証し、研修会への参加と施設内での勉強会を実施しました。拘束を必要としない利用者の人権を尊重したケアに取り組みしました。
- (2) リスクマネージャーと安全・事故対策委員を中心に、危険予知訓練の実施、介護機器の導入により安全な施設環境づくり、機器の整備に努めました。また、事故・ヒヤリハットからの情報を分析し、その対策を職員間で周知し、事故件数の検証に取り組みしました。

・事故	15件（前年度8件）
・ヒヤリハット	92件（前年度127件）

- (3) ご家族と面会時等で、ご利用者の日常生活の状況等の情報交換を行い、ご利用者の安心、安全確保に努めました。また、安全・事故対策（身体拘束廃止）委員会を中心に、施設内研修を実施し、身体拘束廃止や高齢者虐待に関する意識の向上に努めました。
- (4) 利用者及び家族からの大きな苦情はありませんでした。日頃からの要望事項については真摯に受け止め、サービスの向上へと繋げるように努めました。

Ⅶ 地域との連携

- (1) 令和6年5月・10月に塔野市民センター、令和7年1月に永犬丸市民センターにて、北九州市社会福祉協議会主催の高齢者地域交流支援通所事業に理学療法士が講師として参加しました。また、令和7年1月に塔野市民センターにて、塔野校区社会福祉協議会主催の物忘れ予防事業に理学療法士が講師として参加し、地域の方と交流を図りました。
- (2) 将来の福祉人材の担い手として、高校や大学（介護、栄養、理学療法士、作業療法士）の実習生を積極的に受け入れ、実習活動の場を提供しました。
- (3) 施設内行事や交流会へのご家族、地域住民の参加は、新型コロナウイルス感染の影響を考慮し実施できませんでした。

Ⅷ 防 犯

- (1) 入所者の安心、安全な生活を確保するために、施設内に防犯カメラを設置し、施設内外の防犯活動に努めました。
- (2) 日中、夜間ともに職員間で連携を図り、施設の防犯・緊急時体制の構築に努めました。夜間等における緊急時の対応や、施設などの周知を図り、警備員の防犯意識を高めました。

Ⅸ 防 災

- (1) 八幡西消防署等の指導、助言を仰ぎながら、7月10日に昼間想定、11月27日に夜間想定避難訓練と消火器の取り扱い訓練を実施しました。地域住民と連携した防災訓練は実施できませんでした。
- (2) 年2回の消防設備点検（7月10日・11月27日）や毎月のエレベーター点検などを行い、安全確保に努めました。
- (3) 感染症や非常災害等に備え、マニュアル等の見直しを行いました。
- (4) 入職時にBCP（事業継続計画）の概念や必要性、感染症に関する研修を実施し、12月にBCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物品調達方法の確認など、訓練及び研修を実施しました。

Ⅸ 施設整備及び備品購入

- (1) 施設設備
 - ・受水槽取替
 - ・ダムウエーター更新（給食配膳専用）
- (2) 物品購入等
 - ・パソコン 5台
 - ・複合機 1台
 - ・老健施設管理システム更新
 - ・センサー付き低床ベッド（20台）

《 決算報告書 》

財 産 目 録

令和 7年 3月31日 現在

(単位: 円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	—	運転資金として、利用料収納として	—	—	1,570,046
普通預金(西銀)	西日本シティ銀行	—	運転資金として	—	—	774,878,209
普通預金(福岡)	福岡銀行	—	運転資金として	—	—	70,454,503
普通預金(遠信)	遠賀信用金庫	—	運転資金として	—	—	68,182,661
普通預金(郵貯)	ゆうちょ銀行	—	運転資金として	—	—	121,426,486
定期預金(西銀)	西日本シティ銀行	—	運転資金として	—	—	50,000,000
定期預金(遠信)	遠賀信用金庫	—	運転資金として	—	—	10,000,000
定期預金(その他)	北九州銀行	—	運転資金として	—	—	10,004,095
	小計					1,106,516,000
事業未収金		—	2、3月分介護報酬、利用者利用料他	—	—	271,158,606
未収金		—	業者等未収金、労働保険還付金、法人内繰入他	—	—	60,289,339
未収補助金		—	物価高騰支援金他	—	—	26,733,666
貯蔵品		—	封筒、パンフレット、消耗品他	—	—	1,527,680
医薬品		—	介護老人保健施設医薬品	—	—	2,007,956
給食用材料		—	備蓄飲料水、備蓄食	—	—	587,486
立替金		—	利用者立替金	—	—	1,016,955
前払費用		—	保険料、保守料、賃借料、雑費、車輛費	—	—	8,169,175
流動資産合計						1,478,006,863
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(本部) 中間市通谷1丁目36-222ほか (ヤナギ 北九州) 八幡西区塔野3丁目883番ほか (ちづる園) 若松区二島1丁目1番102-101、1番101-106 (ゆうあい) 中間市通谷1丁目11番 (千寿中間) 中間市通谷1丁目19番ほか (ヤナギ 北九州) 八幡西区塔野3丁目883番ほか	— — — — —	来訪者・職員駐車場等に使用 第1種社会福祉事業特別養護老人ホーム(ヤナギ 北九州)に使用 第1種社会福祉事業障害者支援施設ちづる園に使用 第1種社会福祉事業特別養護老人ホーム(ヤナギ 北九州)に使用 第2種社会福祉事業介護老人保健施設千寿中間に使用 第2種社会福祉事業介護老人保健施設(ヤナギ 北九州)に使用	62,500,000 245,600,000 264,636,048 70,047,095 100,000,000 191,029,710		62,500,000 245,600,000 264,636,048 70,047,095 100,000,000 191,029,710
	小計					933,812,853
建物	(望玄荘) 小倉北区小文字1丁目1938番地 (ヤナギ 北九州) 八幡西区塔野3丁目883番4、884番2 (ちづる園) 若松区二島1丁目4番地102-104 (ゆうあい) 中間市通谷1丁目11番地 (千寿中間) 中間市通谷1丁目11番地ほか (ヤナギ 北九州) 八幡西区塔野3丁目883番地ほか	1979年度 1988年度 2011年度 1997年度 1995年度 1990年度	第1種社会福祉事業特別養護老人ホーム(望玄荘)に使用 第1種社会福祉事業特別養護老人ホーム(ヤナギ 北九州)に使用 第1種社会福祉事業障害者支援施設ちづる園に使用 第1種社会福祉事業特別養護老人ホーム(ヤナギ 北九州)に使用 第2種社会福祉事業介護老人保健施設千寿中間に使用 第2種社会福祉事業介護老人保健施設(ヤナギ 北九州)に使用	499,598,159 608,822,673 751,585,614 2,057,130,524 772,926,378 666,042,616	167,171,588 488,009,669 405,286,912 1,379,208,417 557,095,121 189,125,574	32,426,571 120,813,004 346,298,702 677,922,107 215,831,257 176,917,042
	小計					1,570,208,683
基本財産合計						2,504,021,536
(2) その他の固定資産						
土地	(本部) 中間市通谷1丁目19番ほか (ちづる園) 門司区大字大蔵字遠見山ホタケ尾1332番	— —	水道供給施設用地に使用 旧ちづる園施設跡地	5,000,000 25,200,000		5,000,000 25,200,000
	小計					30,200,000
建物	(望玄荘) 駐車場内倉庫	—	社会福祉事業で使用	296,100	296,099	1
構築物	擁壁、庭等	—	社会福祉事業で使用	110,881,390	61,842,956	49,038,434
機械及び装置	(ちづる園) 太陽熱利用設備、太陽光発電設備	—	第1種社会福祉事業障害者支援施設ちづる園で使用	34,382,250	26,018,415	8,363,835
車輛運搬具	トヨタ ハイエース等21台	—	利用者送迎用、職員業務用	45,949,043	44,108,543	1,840,500
器具及び備品	器具、備品	—	社会福祉事業で使用	434,299,916	360,674,349	73,625,567
	絵画	—	施設内の装飾として	3,522,540	3,522,518	22
	小計					73,625,589
有形リース資産	電話設備	—	社会福祉事業で使用	14,611,080	14,611,080	
権利	電話加入権、水道施設利用権	—	社会福祉事業で使用	7,294,583	5,161,969	2,132,614
ソフトウェア	利用者管理・給食・会計・給与ソフト	—	社会福祉事業で使用	27,170,619	14,973,990	12,196,629
無形リース資産	(ヤナギ 北九州) 利用者管理ソフト	—	社会福祉事業で使用	3,920,400	3,920,400	
役員退職慰労引当資産	西日本シティ銀行	—	常勤役員に支給する退職手当の積立	—	—	41,600,000
退職給付引当資産	西日本シティ銀行	—	退職共済制度途中加入職員の差額退職金の積立	—	—	21,812,640
長期預り金積立資産	西日本シティ銀行	—	ケアハウスゆうあいに居る入居一時金の積立	—	—	66,834,204
人件費積立資産	西日本シティ銀行	—	軽費老人ホーム(望玄荘)の処遇改善の人件費の積立	—	—	3,190,000
修繕積立資産	西日本シティ銀行	—	軽費老人ホーム(望玄荘)の外壁等改修の修繕費の積立	—	—	4,000,000
長期前払費用	施設設備賃借料、保険料他	—	社会福祉事業で使用	—	—	26,213,623
その他の固定資産合計						341,048,069
固定資産合計						2,845,069,605
資産合計						4,323,076,468
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分業者未払、未払給料、法人内繰入他	—		—	—	145,861,047
1年以内返済予定設備資金借入金	福祉医療機構	—		—	—	13,980,000
預り金	運営費補助金戻入額、顧問弁護士等所得税他	—		—	—	8,271,581
職員預り金	所得税、住民税他	—		—	—	16,185,066
前受収益	地代	—		—	—	130,500
賞与引当金	10月～3月分賞与	—		—	—	70,140,000
流動負債合計						254,568,191
2 固定負債						
設備資金借入金	福祉医療機構	—		—	—	74,560,000
役員退職慰労引当金	常勤役員	—		—	—	41,600,000
退職給付引当金	職員9名分	—		—	—	21,812,640
長期預り金	(ケアハウスゆうあい) 入居一時金	—		—	—	67,047,539
固定負債合計						205,020,179
負債合計						459,588,373
差引純資産						3,863,488,095

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

法人単位 貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
0001 流動資産	1,178,006,863	1,423,614,791	54,362,069	0006 流動負債	254,568,191	239,908,431	14,659,763
0256 現金預金	1,106,516,000	1,103,711,423	2,804,577	2112 事業未払金	145,861,047	120,562,406	25,298,641
1131 事業未収金	271,158,606	264,573,231	6,585,372	2122 1年以内返済予定設備資金借入金	13,980,000	13,980,000	
1132 未収金	60,289,339	30,390,093	29,899,246	2124 1年以内返済予定リース債務		784,080	-784,080
1133 未収補助金	26,733,666	11,114,523	15,619,143	2132 預り金	8,271,581	22,182,595	-13,911,014
1141 貯蔵品	1,527,680	1,707,586	-179,906	2133 職員預り金	16,185,066	20,571,350	-4,386,284
1142 医薬品	2,007,956	1,990,732	17,224	2142 前受収益	130,500	132,000	-1,500
1144 給食用材料	587,486	563,104	24,382	2152 賞与引当金	70,140,000	61,696,000	8,444,000
1161 立替金	1,016,955	977,855	39,100	0007 固定負債	205,020,179	208,021,590	-3,001,411
1163 前払費用	8,169,175	8,616,241	-447,069	2311 設備資金借入金	74,560,000	88,540,000	-13,980,000
0002 固定資産	2,845,069,605	2,879,223,669	-34,154,064	2324 役員退職慰労引当金	41,600,000	27,200,000	14,400,000
0003 基本財産	2,504,021,536	2,582,144,509	-78,122,973	2321 退職給付引当金	21,812,640	22,012,740	-200,100
1211 土地	933,812,853	933,812,853		2323 長期預り金	67,047,539	70,268,850	-3,221,311
1212 建物	1,570,208,683	1,648,331,656	-78,122,973	負債の部合計	459,588,373	447,930,021	11,658,352
0004 その他の固定資産	311,018,069	297,079,160	13,968,909	純 資 産 の 部			
1311 土地	30,200,000	30,200,000		0009 基本金	1,138,653,710	1,138,653,710	
1312 建物	1	1		3111 基本金	1,138,653,710	1,138,653,710	
1313 構築物	19,038,434	47,657,048	1,381,386	0010 国庫補助金等特別積立金	754,912,718	794,355,036	-39,442,318
1314 機械及び装置	8,363,835	10,482,645	-2,118,810	3211 国庫補助金等特別積立金	754,912,718	794,355,036	-39,442,318
1315 車両運搬具	1,810,500	2,808,153	-967,653	0011 その他の積立金	7,190,000	6,190,000	1,000,000
1316 器具及び備品	73,625,589	59,065,700	14,559,889	3222 人件費積立金	3,190,000	3,190,000	
1321 権利	2,132,614	2,253,763	-121,149	3223 修繕積立金	4,000,000	3,000,000	1,000,000
1322 ソフトウェア	12,196,629	6,610,841	5,585,788	0012 次期繰越活動増減差額	1,962,731,667	1,915,739,696	46,991,971
1323 無形リース資産		784,080	-784,080	3311 次期繰越活動増減差額	1,962,731,667	1,915,739,696	46,991,971
1332 役員退職慰労引当資産	11,600,000	27,200,000	14,400,000	3312 (うち当期活動増減差額)	47,991,971	4,270,289	43,721,682
1329 退職給付引当資産	21,812,640	22,012,740	-200,100				
1331 長期預り金積立資産	66,831,204	69,963,781	-3,129,577				
1337 人件費積立資産	3,190,000	3,190,000					
1338 修繕積立資産	4,000,000	3,000,000	1,000,000				
1334 長期前払費用	26,213,623	11,850,408	14,363,215	純資産の部合計	3,863,188,095	3,854,938,442	8,549,653
資産の部合計	1,323,076,468	4,302,868,463	20,208,005	負債及び純資産の部合計	4,323,076,468	4,302,868,463	20,208,005

事業活動内訳表

(自) 令和 6年 4月 1日 (至) 令和 7年 3月 31日

第二号第二様式 (第二十三条第四項関係)

(単位: 円)

勘定科目		社会福祉事業	収益事業	合 計	内部取引消去	法人合計	
サービス活動増減の部	収 益	介護保険事業収益	1,323,738,075	0	1,323,738,075	0	1,323,738,075
		老人福祉事業収益	397,127,522	0	397,127,522	0	397,127,522
		障害福祉サービス等事業収益	463,268,832	0	463,268,832	0	463,268,832
		その他の事業収益	0	1,843,776	1,843,776	0	1,843,776
		サービス活動収益計(1)	2,184,134,429	1,843,776	2,185,978,205	0	2,185,978,205
	費 用	人件費	1,349,184,606	0	1,349,184,606	0	1,349,184,606
		事業費	448,839,650	41,390	448,881,040	0	448,881,040
		事務費	257,397,349	958,000	258,355,349	0	258,355,349
		利用者負担軽減額	3,738,303	0	3,738,303	0	3,738,303
		減価償却費	140,932,709	1,362,900	142,295,609	0	142,295,609
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-48,575,318	-177,000	-48,752,318	0	-48,752,318
		サービス活動費用計(2)	2,151,517,299	2,185,290	2,153,702,589	0	2,153,702,589
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	32,617,130	-341,514	32,275,616	0	32,275,616
サービス活動外増減の部	収 益	借入金利息補助金収益	961,122	0	961,122	0	961,122
		受取利息配当金収益	1,836	0	1,836	0	1,836
		その他のサービス活動外収益	18,606,005	0	18,606,005	0	18,606,005
		サービス活動外収益計(4)	19,568,963	0	19,568,963	0	19,568,963
	費 用	支払利息	1,441,683	0	1,441,683	0	1,441,683
		その他のサービス活動外費用	351,354	0	351,354	0	351,354
	サービス活動外費用計(5)	1,793,037	0	1,793,037	0	1,793,037	
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	17,775,926	0	17,775,926	0	17,775,926	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	50,393,056	-341,514	50,051,542	0	50,051,542	
特別増減の部	収 益	施設整備等補助金収益	8,802,033	0	8,802,033	0	8,802,033
		事業区分間繰入金収益	776,503	0	776,503	-776,503	0
		その他の特別収益	341,040	0	341,040	0	341,040
		特別収益計(8)	9,919,576	0	9,919,576	-776,503	9,143,073
		資産評価損	121,149	0	121,149	0	121,149
	費 用	固定資産売却損・処分損	1,641,795	0	1,641,795	0	1,641,795
		国庫補助金等特別積立金積立額	9,310,000	0	9,310,000	0	9,310,000
		事業区分間繰入金費用	0	776,503	776,503	-776,503	0
		その他の特別損失	129,700	0	129,700	0	129,700
		特別費用計(9)	11,202,644	776,503	11,979,147	-776,503	11,202,644
		特別増減差額(10)=(8)-(9)	-1,283,068	-776,503	-2,059,571	0	-2,059,571
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	49,109,988	-1,118,017	47,991,971	0	47,991,971	
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	1,908,908,667	6,831,029	1,915,739,696	0	1,915,739,696
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	1,958,018,655	5,713,012	1,963,731,667	0	1,963,731,667
		基本金取崩額(14)	0	0	0	0	0
		その他の積立金取崩額(15)	0	0	0	0	0
		その他の積立金積立額(16)	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	1,957,018,655	5,713,012	1,962,731,667	0	1,962,731,667

法人単位 資金収支計算書

(自) 令和 6年 4月 1日 (至) 令和 7年 3月31日

第一号第一様式 (第十七条第四項関係)

(単位: 円)

勘 定 科 目		予 算	決 算	差 異	備 考	
事業活動による収支	収入					
	介護保険事業収入	1,323,085,000	1,323,738,075	-653,075	カンライズ 北九州	物価高騰支援金増 2,502千円増 利用者見込減 1,717千円減
					カンフワーズ 北九州	物価高騰支援金増 2,490千円増 利用者見込減 1,616千円減
					千寿中間	利用者見込減 1,066千円減 ほか
	老人福祉事業収入	404,778,000	407,051,811	-2,273,811	望玄荘	物価高騰支援金増 2,360千円増 ほか
	障害福祉サービス等事業収入	461,460,000	463,268,832	-1,808,832	ちづる園	物価高騰支援金増 2,631千円増 利用者見込減 823千円減
	その他の事業収入	1,750,000	1,843,776	-93,776	ちづる園太陽光発電	売電収入見込増 93千円増
	借入金利息補助金収入	961,000	961,122	-122		
	受取利息配当金収入	12,000	1,836	10,164		
	その他の収入	18,384,000	18,606,005	-222,005	本部	保育事業助成金見込増 332千円増 ほか
	事業活動収入計(1)	2,210,430,000	2,215,471,457	-5,041,457		
	支出					
	人件費支出	1,332,180,000	1,326,199,666	5,980,334	職員退職・育児短時間勤務等	4,369千円減 法定福利費見込減 1,611千円減
	事業費支出	464,944,000	462,068,246	2,875,754	望玄荘	電気代・燃料費増 679千円増 カンライズ 北九州
					電気代・保守料・給食費減 760千円減	
					ちづる園	電気代・ガス代・消耗品費減 966千円減
					ゆうあい	ガス代・水道代減 439千円減
					千寿中間	電気代・診療材費・給食費減 554千円減
					カンフワーズ 北九州	電気代・燃料費・水道代減 561千円減 ほか
	事務費支出	260,161,000	258,355,349	1,805,651	本部	研修研究費減 234千円減
				望玄荘	修繕費減 208千円減	
				カンライズ 北九州	業務委託費・福利厚生費減 598千円減	
				ちづる園	修繕費減 309千円減	
				千寿中間	修繕費減 254千円減	
				カンフワーズ 北九州	職員被服費減 190千円減 ほか	
	利用者負担軽減額	3,816,000	3,738,303	77,697	カンライズ 北九州・千寿中間・カンフワーズ 北九州	77千円減
	支払利息支出	1,442,000	1,441,683	317		
	その他の支出	389,000	351,354	37,646	ちづる園・ゆうあい	利用者等外給食費減 37千円減
	事業活動支出計(2)	2,062,932,000	2,052,154,601	10,777,399		
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	147,498,000	163,316,856	-15,818,856		
施設整備等による収支	収入					
	施設整備等補助金収入	8,854,000	8,802,033	51,967	ちづる園・千寿中間	ICT導入補助金(資産分) 51千円減
	施設整備等収入計(4)	8,854,000	8,802,033	51,967		
	設備資金借入金元金償還支出	13,980,000	13,980,000	0		
	固定資産取得支出	88,104,000	83,470,951	4,633,049	ゆうあい	居室エアコン取替 留保 183千円減
					千寿中間	厨房コンビ・オープン 値引 140千円減
					カンフワーズ 北九州	トイレ改修 留保 3,193千円減
				ちづる園太陽光発電	サーバー・PC取替 留保 1,040千円減 ほか	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	785,000	784,080	920		
	施設整備等支出計(5)	102,869,000	98,235,031	4,633,969		
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-94,015,000	-89,432,998	-4,582,002		
その他の活動による収支	収入					
	積立資産取崩収入	17,994,000	17,870,617	123,383	カンライズ 北九州	退職給付引当資産取崩 115千円減 ほか
	その他の活動による収入	2,490,000	2,483,210	6,790		
	その他の活動収入計(7)	20,484,000	20,353,827	130,173		
	支出					
	積立資産支出	29,827,000	29,940,940	-113,940	カンライズ 北九州	退職給付引当資産積立 115千円増 ほか
	その他の活動による支出	17,015,000	16,976,125	38,875	ちづる園太陽光発電	解体等積立金減 28千円減 ほか
	その他の活動支出計(8)	46,842,000	46,917,065	-75,065		
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-26,358,000	-26,563,238	205,238		
	予備費支出(10)	0	—			
		0				
	当期資金収支差額合計(11)=(9)+(10)+(10)	27,125,000	47,320,620	-20,195,620		
前期末支払資金残高(12)		1,257,642,607	1,257,642,607	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)		1,284,767,607	1,304,963,227	-20,195,620		

《 監査報告書 》

令和7年5月9日

社会福祉法人西日本至福会

理事長 冷牟田 洋一 殿

監事 末松 由美

監事 猪原 清典

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその他の附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

講評

1.財務・経理について

- ・ 新型コロナウイルス感染症が一応落ち着いたこともあり、各施設とも徐々に入居者数が増加傾向になっている。
- ・ 施設の形態に違いがあるため一概に言えないが、施設によっては大幅な入居者数の増加が見られた料金単価の改定もあったことで、当期活動増減差額の対前年比の増加が多数見受けられた。病院などの訪問や独自の広報活動をするなど工夫をし、努力した結果が目に見えたものと思われる。非常に喜ばしいことであるが、今後、補助金が減少し充てにできないため引き続き入所者の確保に努力してほしい。
- ・ 各施設とも昨年度は大きな修繕はなかったものの、建物の老朽化による修繕は避けられない事実であるため、日頃のメンテナンスに心がけるとともに、ちょっとした異変でも見逃すことなく職員の気づきや入居者の声に耳を傾けながら、被害が大きくならないよう早期の手当てが必要となる。
- ・ 昨年に引き続き、正規職員の介護員や看護員の不足している施設も見受けられるが、派遣職員の補充や仕事を兼務するなど全体的に工夫が見られる。入居者が増加することによって職員一人一人に負担がのしかからないよう気配りを願いたい。
- ・ 入居者の高齢化による職員の負担が大きくなっているが、介護ロボットの購入やソフトウェアの導入などデジタル化も進んでおり、少しでも職員の負担が減るような施策を今後も実施してもらいたい。
- ・ 法人単位の当期活動増減差額が、前年対比 4,300 万余り増加した。純資産も増加するなど全体的に右肩上がりとなっている。結果的に、今後補助金が以前より見込まれない以上、各施設の入居者の増加が最大の課題である。

2.事業・運営について

- ・ 令和6年度の事業報告を受けて、皆様のこの仕事と施設への熱意と深い愛情を感じました。
- ・ 利用者増加の施設と、感染症や入院等が続き目標が達成できなかった施設がありましたが、いずれの施設も積極的な外訪活動と多様な情報発信によりネットワークを広げ、利用者の確保に懸命に努力されています。
「今年は更に頑張ります。」という頼もしい声も聞かれました。
そして安定した施設運営の厳しさ、ご苦労も改めて感じました。
利用者一人ひとりに寄り添い、その人生を思い、その人らしく暮らして頂くにはどのようなプランが最適なのかを真剣に考えてくださり、それゆえに悩まれている姿が心に残りました。
- ・ 利用者が高齢のため、年々介護度も上がり、現場の負担も増えていることでしょう。感染症等にも専門知識と経験を活かし、常に予防と適切な対処を心がけておられます。

- 介護ロボットや ICT 機器の導入で職員の負担が軽減し、支援にかかる時間が増えたことはとても良かったと思います。
- 多忙な業務の中、職員の質の向上を図り、個々の業務の振り返りや考えを聞く等、一人ひとりの職員を大切に、その人に合った丁寧な教育をされていると思いました。これは職員の定着率の良さにも繋がっていると思います。施設長、職員間の信頼関係も厚く、連携の良さを感じました。また学ぶ環境を整え、資格を取得されたことも大変素晴らしいことです。
- 福岡県飲酒撲滅宣言企業の登録、カスタマーハラスメント対策等も、時代に即しており有効だと思いました。
- 利用者にもご家族にも「晩年をここで暮らせて良かった」と思っただき、より幸福に過ごしていただきたいと願う皆様の思いに、慈愛の心を感じました。
どうぞご自身をも大切にされながら、これからも利用者の穏やかな日々を支えてくださいますようよろしくお願いします。

《 現況報告書 》

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 40 福岡県	(2)市町村区分 100 北九州市	(3)所轄庁区分 40100	(4)法人番号 7290805004012	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人 西日本至福会					
(8)主たる事務所の住所 福岡県 093-612-5210	北九州市	八幡西区塔野三丁目16番1号			
(9)主たる事務所の電話番号 093-612-5210	(10)主たる事務所のFAX番号	093-612-5250	(11)従たる事務所の有無 1 有		
(12)従たる事務所の住所 福岡県	北九州市小倉北区	小文字1丁目12番1号			
福岡県	北九州市八幡西区	塔野3丁目16番1号			
福岡県	北九州市若松区	二島1丁目4番36号			
福岡県	中間市	通谷1丁目36番2号			
福岡県	中間市	通谷1丁目36番6号			
福岡県	北九州市八幡西区	塔野3丁目16番2号			
(13)法人のホームページ http://www.shifukukai.com/			(14)法人のメールアドレス info@shifukukai.com		
(15)法人の設立認可年月日 昭和53年11月17日	(16)法人の設立登記年月日 昭和53年12月2日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0
-----------	---	-----------	---	--------------------------------	---

(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業				
冷牟田 茂一	R3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	1
会社役員				
高木 真	R3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	1
無職				
安田 洋一	R3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	1
無職				
河本 直子	R3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	1
医療法人理事				
古野 満	R3.6.25 ~ 選任後4年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	1
無職				
松澤 革	R5.4.21 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	1 有	1
社会福祉法人役員				
太田かおり	R6.4.23 ~ 選任後1年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	2 無	1
学校法人教授				

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	21,901,781	2 特例無
----------	---	----------	---	--------------------------------	------------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況 (3-13)前会計年度における理事会への出席回数
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況					
冷牟田 洋一	1 理事長 R5.6.27 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		1 常勤	令和5年6月26日 当法人役員		2 無	2 理事報酬のみ支給	2 無
白尾 啓介	2 常務執行理事 R5.6.27 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		1 常勤	令和5年6月26日 当法人役員		2 無	2 理事報酬のみ支給	2 無
牟田 律子	3 その他理事 R5.6.26 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		2 非常勤	令和5年6月26日 会社役員		2 無	4 いずれも支給なし	2 無
石田 朗久	3 その他理事 R5.6.26 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		2 非常勤	令和5年6月26日 社会福祉法人役員		2 無	4 いずれも支給なし	2 無
源邊 由紀	3 その他理事 R5.6.26 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		2 非常勤	令和5年6月26日 無職		2 無	4 いずれも支給なし	2 無
清水 健司	3 その他理事 R5.6.26 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時		1 常勤	令和5年6月26日 当法人役員・職員		2 無	3 職員給与のみ支給	2 無
			3 施設の管理者			2 無	3 職員給与のみ支給	3

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「常務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する常務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	180,000
----------	---	----------	---	-------------------------------	---------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日 (3-7)前会計年度における理事会への出席回数
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	
猪原 清典	税理士 R5.6.26 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	2 無	令和5年6月26日
末松 由美	無職 R5.6.26 ~ 選任後2年以内終了の会計年度の最終に関する定時評議員会終結時	5 財務管理に直観を有する者(税理士)	3
		2 無	令和5年6月26日
		3 社会福祉事業に直観を有する者(その他)	3

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	----------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の数		(2)施設・事業所職員の数	
①常勤専従者の実数	5	①常勤専従者の実数	223
②常勤兼務者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0
③非常勤者の実数	1	③非常勤者の実数	90
常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
常勤換算数	0.5	常勤換算数	47.8

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
令和6年6月25日	7	2
		令和5年度決算承認、令和5年度事業報告 令和5年度臨時監事監査(会計)報告、令和5年度決算監査報告 行政監督報告 役員賠償責任保険更新の報告 社会福祉充実残額の確認

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会 開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事 別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和6年6月5日	6	2	理事長職務執行状況報告 令和5年度事業報告書承認、令和5年度決算承認、評議員会招集 令和5年度臨時監事監査(会計)報告、令和5年度決算監査結果報告 評議員選任・解任委員会議事録の提出 役員賠償責任保険更新の報告、行政監査報告
令和6年10月21日	6	2	経営施設施設長の選任
令和7年3月25日	6	2	理事長職務執行状況報告、経営施設施設長の選任 経営施設建築計画検討結果承認、令和7年度事業計画承認 令和6年度第1次資金収支補正予算専決処分 令和6年度第2次資金収支補正予算承認 令和7年度資金収支予算承認、令和7年度収益事業収支予算承認 評議員選任解任委員会招集 第3期委員選任報告

(4)うち開催を省略した回数 1

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	猪原清典、末松由美
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき 事項に対する対応	特になし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
----------------------------	--

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード 分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地	④事業所の 土地の保有 状況			⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月) 利用者延べ総 数 (人/年)		
⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)											
ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額 (円)	(ロ) 補助金額 (円)	(エ) 借入金額 (円)	(オ) 建設費合計額 (円)	ウ 延べ床面積					
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)					
001	本部	00000001	本部総務区分			本部					
		福岡県	北九州市八幡西区	塔野3-16-1		3 自己所有	3 自己所有	昭和53年12月1日	0	0	
		ア建設費					0				
002	望玄荘	01030301	経費老人ホーム			望玄荘					
		福岡県	北九州市小倉北区	小文字1-12-1		1 行政からの賃借等	3 自己所有	昭和54年10月10日	100	35,903	
		ア建設費	昭和54年8月19日	202,111,000	123,474,000	85,000,000	410,585,000	5,171,990			
003	サンライズ北九州	01030202	特別養護老人ホーム(介護福祉サービス)			サンライズ北九州					
		福岡県	北九州市八幡西区	塔野3-16-1		3 自己所有	3 自己所有	昭和63年5月6日	100	33,292	
		ア建設費	昭和63年3月31日	31,791,000	318,709,000	226,000,000	576,500,000	3,625,400			
003	サンライズ北九州	02120401	老人短期入所事業(短期入所生活介護)			サンライズ北九州					
		福岡県	北九州市八幡西区	塔野3-16-1		3 自己所有	3 自己所有	昭和63年5月6日	6	993	
		ア建設費					0				
004	ちづる園	01040401	障害者支援施設(施設入所支援)			ちづる園					
		福岡県	北九州市若松区	二島1-4-36		3 自己所有	3 自己所有	平成23年5月15日	80	27,878	
		ア建設費	平成23年5月9日	40,211,144	491,325,000	274,000,000	805,536,144	4,063,860			
004	ちづる園	01040402	障害者支援施設(生活介護)			ちづる園					
		福岡県	北九州市若松区	二島1-4-36		3 自己所有	3 自己所有	平成23年5月15日	80	20,817	
		ア建設費					0				
004	ちづる園	02130107	障害福祉サービス事業(短期入所)			ちづる園					
		福岡県	北九州市若松区	二島1-4-36		3 自己所有	3 自己所有	平成23年5月15日	2	595	
		ア建設費					0				
005	ゆうあい	01030301	経費老人ホーム			ゆうあい					
		福岡県	中間市	通谷1-36-2		3 自己所有	3 自己所有	平成9年10月4日	198	60,734	
		ア建設費	平成9年7月31日	148,331,920	1,275,227,000	636,900,000	2,060,458,920	10,657,530			
006	千寿中間	02180101	生計困難者に対する無料低額高齢者健利用事業			千寿中間					
		福岡県	中間市	通谷1-36-6		3 自己所有	3 自己所有	平成7年12月8日	100	33,901	
		ア建設費	平成7年12月7日		96,000,000	743,965,000	839,965,000	4,745,950			
006	千寿中間	06260109	(公益)居宅サービス事業(短期入所介護)			千寿中間					
		福岡県	中間市	通谷1-36-6		3 自己所有	3 自己所有	平成7年12月8日	0	291	
		ア建設費					0				
006	千寿中間	06260107	(公益)居宅サービス事業(通所リハ)			千寿中間					
		福岡県	中間市	通谷1-36-6		3 自己所有	3 自己所有	平成7年12月8日	5	0	
		ア建設費					0				
007	サンフワーズ北九州	02180101	生計困難者に対する無料低額高齢者健利用事業			サンフワーズ北九州					
		福岡県	北九州市八幡西区	塔野3-16-2		3 自己所有	3 自己所有	平成2年5月14日	100	30,939	
		ア建設費	平成2年3月30日		36,000,000	535,805,000	571,805,000	4,260,550			
007	サンフワーズ北九州	06260109	(公益)居宅サービス事業(短期入所介護)			サンフワーズ北九州					
		福岡県	北九州市八幡西区	塔野3-16-2		3 自己所有	3 自己所有	平成2年5月14日	0	651	
		ア建設費			2/4			0			
007	サンフワーズ北九州	06260107	(公益)居宅サービス事業(通所リハ)			サンフワーズ北九州					
		福岡県	北九州市八幡西区	塔野3-16-2		3 自己所有	3 自己所有	平成2年5月14日	15	1,744	
		ア建設費									

北九州	建設費 イ大規模修繕					0	
-----	---------------	--	--	--	--	---	--

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード 分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地			④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ総 数(人/年)		
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
	イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				
008	ちづる園売 電事業	05340101	収益事業			ちづる園売電事業					
		福岡県	北九州市若松区	二島1-4-36			3 自己所有	3 自己所有	平成25年2月7日	0	0
		ア建設費							0		
		イ大規模修繕									

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	健康・体操教室	福岡県中間市 小田ヶ浦公民館・深坂公民館
	作業療法士による講話と体操	
地域における公益的な取組⑨(その他)	地域清掃活動	北九州市八幡西区 金山川周辺
	職員による清掃活動	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	福祉体験教室	北九州市立二島小学校・光貞小学校・青葉小学校・鶴生田小学校
	職員による視覚障害者体験・車椅子解除体験・ボッチャ体験	
地域における公益的な取組⑤(既存事業の利用料の減額・免除)	介護老人保健施設利用者負担軽減制度	北九州市八幡西区 介護老人保健施設サンフローズ北九州
	低所得者の介護保険サービスの利用者負担減免	
地域における公益的な取組⑤(既存事業の利用料の減額・免除)	介護老人保健施設利用者負担軽減制度	福岡県中間市 介護老人保健施設千寿中間
	低所得者の介護保険サービスの利用者負担減免	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	健康・体操教室	北九州市八幡西区 塔野市民センター
	理学療法士による筋力強化運動・認知症予防体操・認知症予防講話	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	健康・体操教室	北九州市八幡西区 塔野市民センター
	作業療法士によるリズム体操教室	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	健康・体操教室	北九州市八幡西区 永犬丸市民センター
	理学療法士によるフレイル予防体操	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	健康・体操教室	北九州市若松区 二島公民館・島郷市民センター
	理学療法士による健康体操教室・健康講話	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	健康・体操教室	福岡県中間市 朝霧公民館
	支援相談員による足マッサージ・青竹ふみ講話	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)

0

(2) 社会福祉充実計画の策定の状況

①事業名	②事業種別	③事業内容(記述)	④計画における事業費のうち社会福祉充実残額財源の合計(円)	⑤⑥のうち今年度以降の合計(円)
	③事業内容			

[illegible]

(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額

①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①+②+③）（円）	0

(4) 社会福祉充実計画の実施期間

	～
--	---

13. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組								
①任意事項の公表の有無	<table border="1"> <tr><td>1 有</td></tr> <tr><td>1 有</td></tr> <tr><td>2 無</td></tr> <tr><td>3 該当なし</td></tr> <tr><td>3 該当なし</td></tr> <tr><td>1 有</td></tr> <tr><td>2 無</td></tr> </table>	1 有	1 有	2 無	3 該当なし	3 該当なし	1 有	2 無
1 有								
1 有								
2 無								
3 該当なし								
3 該当なし								
1 有								
2 無								
(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況								
①事業運営に係る公費（円）	1,595,064,894							
②施設・設備に係る公費（円）	9,763,155							
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	0							
(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について								
施設名	直近の受審年度							
サンライズ北九州、千寿中間、サンフラーズ北九州	平成17年度							

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	01 公認会計士
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	吉田 秀樹
③業務内容	ウ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援
④費用〔年額〕（円）	660,000

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	令和6年11月21日（木）北九州市 特に文書をもって是正改善を指示する事項は認められませんでした
②実施した改善内容	

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）		
① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（（独）福祉医療機構）に加入	1 有	
② 中小企業退職金共済制度（（独）勤労者退職金共済機構）に加入	2 無	
③ 特定退職金共済制度（商工会会所）に加入	2 無	
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有	
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）		
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無	
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無	

16. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称

《 定 款 》

社会福祉法人西日本至福会定款

(昭和53年12月 2日登記)
改正 平成28年11月29日
平成30年 6月25日
令和 元年11月22日

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (ア) 軽費老人ホーム(A型) 望玄荘の設置経営
- (イ) 特別養護老人ホームサンライズ北九州の設置経営
- (ウ) 障害者支援施設ちづる園の設置経営
- (エ) 軽費老人ホーム(ケアハウス) ゆうあいの設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (ア) 無料又は低額介護老人保健施設利用事業(介護老人保健施設千寿中間)の設置経営
- (イ) 老人短期入所事業(サンライズ北九州)
- (ウ) 無料又は低額介護老人保健施設利用事業(介護老人保健施設サンフラワーズ北九州)の設置経営
- (エ) 障害福祉サービス事業(ちづる園における短期入所)
- (オ) 居宅介護等事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人西日本至福会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者、障害者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を北九州市八幡西区塔野三丁目16番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法(昭和26年法律第45号)第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び収益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北九州市小倉北区小文字一丁目1938番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建
軽費老人ホーム（A型）望玄荘
入所棟 1棟（5,171.99㎡）
- (2) 北九州市八幡西区塔野三丁目883番地4、884番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建
特別養護老人ホームサンライズ北九州
入所棟 1棟（3,625.4㎡）
- (3) 福岡県中間市通谷一丁目11番地33、11番地34、19番地18、19番地20所在の鉄筋コンクリート造ルーフイング葺4階建
介護老人保健施設千寿中間
入所棟 1棟（4,745.95㎡）
- (4) 北九州市若松区二島一丁目4番地102所在の鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき2階建
障害者支援施設ちづる園
入所棟 1棟（4,003.70㎡）
- (5) 北九州市若松区二島一丁目4番地102所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建 入所棟付属施設
倉庫 1棟（32.40㎡）
- (6) 北九州市若松区二島一丁目4番地102所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建 入所棟付属施設
教習室・ポンプ室 1棟（27.76㎡）

(7) 北九州市八幡西区塔野三丁目883番地 7

同 884番地 3

同 884番地 4

同 886番地 9

同 887番地21

同 887番地23

同 887番地25

福岡県中間市通谷一丁目36番地277所在の鉄筋コンクリート造ルーフイング葺陸屋根地下1階付き2階建

介護老人保健施設サンフラワーズ北九州1棟（4,260.55㎡）

(8) 福岡県中間市通谷一丁目11番地45、11番地17、11番地19、11番地23、11番地24所在の鉄筋コンクリート造陸屋根21階建

軽費老人ホーム（ケアハウス）ゆうあい

入所棟 1棟（24,529.33㎡のうち1階部分425.49㎡）

(9) 福岡県中間市通谷一丁目11番地45、11番地17、11番地19、11番地23、11番地24所在の鉄筋コンクリート造陸屋根21階建

軽費老人ホーム（ケアハウス）ゆうあい

入所棟 1棟（24,529.33㎡のうち2階部分1,214.57㎡）

(10) 福岡県中間市通谷一丁目11番地45、11番地17、11番地19、11番地23、11番地24所在の鉄筋コンクリート造陸屋根21階建

軽費老人ホーム（ケアハウス）ゆうあい

入所棟 1棟（24,529.33㎡のうち4階から13階部分6,372.90㎡）

(11) 福岡県中間市通谷一丁目11番地45、11番地17、11番地19、11番地23、11番地24所在の鉄筋コンクリート造陸屋根21階建

軽費老人ホーム（ケアハウス）ゆうあい

入所棟 1棟（24,529.33㎡のうち21階部分65.22㎡）

(12) 福岡県中間市通谷一丁目11番地45、11番地17、11番地19、11番地23、11番地24所在の鉄筋コンクリート造陸屋根21階建

軽費老人ホーム（ケアハウス）ゆうあい

入所棟 1棟（24,529.33㎡のうち平成25年第34号

持分面積を定める合意公正証書に基づく持分面積部分2,579.35㎡）

(13) 北九州市八幡西区塔野三丁目764番389（ 35.28㎡）

同 883番 4（4,384.27㎡）

同 884番 2（ 530.79㎡）

同 886番 8（ 97.38㎡）

福岡県中間市大字中間字通谷 36番220（ 31.49㎡）

福岡県中間市通谷一丁目 36番293（ 29.12㎡）

所在の特別養護老人ホームサンライズ北九州

敷地 6筆（5,108.33㎡）

(14) 北九州市若松区二島一丁目4番102（4,434.08㎡）

同 4番103（ 445.57㎡）

同 4番104（ 79.03㎡）

所在の障害者支援施設ちづる園

敷地 3筆（4,958.68㎡）

- (15) 北九州市若松区二島一丁目1番101 (320.83㎡)
 同 1番102 (424.87㎡)
 同 1番103 (223.84㎡)
 同 1番104 (241.66㎡)
 同 1番105 (198.88㎡)
 同 1番106 (42.77㎡)

所在の障害者支援施設ちづる園

敷地 6筆 (1,452.85㎡)

- (16) 北九州市八幡西区塔野三丁目883番 7 (79.28㎡)
 同 884番 3 (167.05㎡)
 同 884番 4 (70.27㎡)
 同 886番 9 (64.11㎡)
 同 887番 21 (560.97㎡)
 同 887番 23 (937.33㎡)
 同 887番 25 (829.87㎡)

福岡県中間市通谷一丁目 36番277 (495.87㎡)

所在の介護老人保健施設サンフローズ北九州

敷地 8筆 (3,204.75㎡)

- (17) 福岡県中間市通谷一丁目11番32 (77.00㎡)
 同 11番33 (864.00㎡)
 同 11番34 (815.00㎡)
 同 11番36 (136.00㎡)
 同 19番18 (40.00㎡)
 同 19番20 (1,415.00㎡)

所在の介護老人保健施設千寿中間

敷地 6筆 (3,347.00㎡)

- (18) 北九州市八幡西区塔野三丁目764番387 (59.46㎡)
 同 764番388 (15.77㎡)
 同 764番622 (38.10㎡)
 同 883番 1 (235.00㎡)
 同 884番 1 (222.00㎡)
 同 886番 1 (610.00㎡)
 同 886番 5 (300.00㎡)
 同 886番 6 (135.00㎡)
 同 886番 7 (218.00㎡)
 同 887番 20 (462.00㎡)
 同 887番 22 (624.00㎡)
 同 887番 24 (292.00㎡)
 同 887番 32 (1,100.00㎡)
 福岡県中間市通谷一丁目 19番 1 (2,577.00㎡)
 同 19番 5 (1,078.00㎡)
 同 19番 7 (765.00㎡)
 同 19番 29 (1,356.00㎡)
 同 19番 30 (430.00㎡)

同 19番 35 (11.00㎡)

同 36番222 (20.90㎡)

所在の来訪者・職員駐車場等

敷地 20筆 (10,549.23㎡)

- (19) 福岡県中間市通谷一丁目11番45

所在の軽費老人ホーム(ケアハウス)ゆうあい

敷地 1筆 (2,292㎡)

- 3 その他財産は、基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

- 4 収益事業用財産は、第36条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北九州市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北九州市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認

を受けなければならない。
3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 収益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、売電事業を行う。

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北九州市長の認可(社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北九州市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人西日本至福会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

(役員)

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	高田 百喜
理事	冷牟田 千年
理事	冷牟田 教示
理事	前間 正則
理事	大岡 豊
理事	小川 岩雄
監事	千々和 一彦
監事	小野 重喜

(施行期日)

2 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月25日)

この定款は、平成30年7月17日から施行する。

附 則(令和元年11月22日)

この定款は、令和元年12月2日から施行する。

《 役員の報酬等に関する規程 》

社会福祉法人西日本至福会役員の報酬等に関する規程

(平成29年6月23日規程第4号)

平成30年9月26日規程第14号

令和4年6月24日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人西日本至福会（以下「当法人」という。）定款第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長、常務理事及び常勤理事（以下「常勤役員」という。）については、報酬及び退職手当を支給する。
 - (2) 常勤役員以外の役員（以下「非常勤役員」という。）については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規則に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
 - (3) 非常勤役員が職務のため出張をしたときは、旅費規則に基づき旅費を支給する。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了し、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員及び非常勤役員（以下「常勤役員等」という。）に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長及び常務理事の報酬については、別表2に定める額のうちから、評議員会の承認を得て決定する額
- (2) 監事の報酬については、別表3に定める額
- (3) 退職手当については、別表3により定める額
- (4) 通勤手当については、職員給与規則第12条の規定に準ずる額

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日（その日が休日のときはその日前において、その日に

最も近い休日でない日）とする。

- (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに常勤役員等に就任したものには、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則 (平成29年6月23日規程第4号)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。ただし、退職手当に関する規定については、平成28年12月2日から適用する。

付 則 (平成30年9月26日規程第14号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

付 則 (令和4年6月24日規程第2号)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

手 当	業務の種類
10,000円（日額）	(1) 評議員会 (2) 理事会 (3) 評議員選任・解任委員会 (4) 行政機関による監査立会い (5) その他理事長が必要と認めた業務

別表2（第3条関係）

号 俸	報酬月額	号 俸	報酬月額
1号俸	100,000円	11号俸	1,100,000円
2号俸	200,000円	12号俸	1,200,000円
3号俸	300,000円	13号俸	1,300,000円
4号俸	400,000円	14号俸	1,400,000円
5号俸	500,000円	15号俸	1,500,000円
6号俸	600,000円	16号俸	1,600,000円
7号俸	700,000円	17号俸	1,700,000円
8号俸	800,000円	18号俸	1,800,000円
9号俸	900,000円	19号俸	1,900,000円
10号俸	1,000,000円	20号俸	2,000,000円

別表3（第3条関係）

区 分	報 酬	備 考
監 事	20,000円（日額）	定期又は臨時監査について、出席日数を乗じて得た額を支給する。

別表4（第3条関係）

退職手当金計算式
報酬月額×4×在任年数（1年未満は1年に切り上げる）

《 役員等名簿 》

社会福祉法人西日本至福会 役員名簿

《 令和 7 年 6 月 2 6 日 現在 》

評議員（定数7名） ／ 理事（定数 6名） ／ 監事（定数 2名）

役職	氏名	役員資格等	選任年月日
評議員	冷牟田 茂一	経営識見	令和7年6月25日
評議員	高 木 眞	地域福祉	令和7年6月25日
評議員	河 本 直 子	地域福祉	令和7年6月25日
評議員	古 野 満	地域福祉	令和7年6月25日
評議員	船 津 革	地域福祉	令和7年6月25日
評議員	太田 かおり	地域福祉	令和7年6月25日
評議員	猪 原 清 典	経営識見	令和7年6月25日

理事長	冷牟田 洋一	経営識見	令和7年6月25日
常務理事	白 尾 啓 介	経営識見	令和7年6月25日
理事	牟 田 律 子	経営識見	令和7年6月25日
理事	石 田 凱 久	経営識見	令和7年6月25日
理事	渡邊 美由紀	地域福祉	令和7年6月25日
理事	清 水 健 司	地域福祉	令和7年6月25日

監事	西 原 正 司	財務	令和7年6月25日
監事	末 松 由 美	事業識見	令和7年6月25日

*理事・監事の任期： 選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する
定時評議員会終結の時まで

*評議員の任期： 選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する
定時評議員会終結の時まで